

会 議 録

6 月

会 期	6月14日から6月14日までの1日間
-----	--------------------

令和6年第2回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和6年6月14日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和6年6月14日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 康幸 5番 安西 博文 2番 森岡 健治 6番 山石 恭助 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦 教 育 課 長 戎 秀之 ふるさと創生課長 井上 靖 吉野生支所長 竹葉 誠 農林振興課長 小西 亨 代表監査委員 榎本 孝幸
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 6番 山石 恭助 7番 赤松 紀幸
会 期 の 決 定	令和6年6月14日～6月14日（1日間）

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 6番 山石 恭助 議員・7番 赤松 紀幸 議員
2	—	会期の決定 6月14日から6月14日までの1日間
3	—	一般質問（4番、6番、3番）
4	報告 2	鬼北土地開発公社に関する報告について
5	報告 3	株式会社まちづくり松野に関する報告について
6	報告 4	株式会社松野町農林公社に関する報告について
7	報告 5	フォレスト株式会社に関する報告について
8	報告 6	令和5年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
9	承認 3	専決処分の承認について（令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））
10	承認 4	専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）
11	承認 5	専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
12	承認 6	専決処分の承認について（松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
13	承認 7	専決処分の承認について（松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

14	承認 8	専決処分の承認について（松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）
15	承認 9	専決処分の承認について（松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）
16	承認 10	専決処分の承認について（松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）
17	議案 32	松野町農産物加工施設設置条例の一部改正について
18	議案 33	動産の買入れについて
19	議案 34	令和6年度松野町一般会計補正予算（第1号）
20	議案 35	令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案 36	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
	選挙 1	松野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
	—	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
	—	議員派遣の件

5 閉 議

6 閉 会

議	長	ただいまから、令和6年第2回松野町議会定例会を開会します。 (9:30)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	皆さんおはようございます。 議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。 本日、令和6年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。 さて4月17日の深夜の出来事になりますけれども、御承知のとおり、豊後水道を震源とする地震が発生をいたしまして、愛南町で震度6弱、本町でも震度4を記録する強い揺れが観測をされました。一瞬、南海トラフ地震が頭をよぎり緊張が走ったわけですが、幸いにも直接の関連はなく、町内にも大きな被害がなかったこと、安堵しているところであります。この地震を教訓として、有事への備えができていのかを再確認し、防災減災対策をより一層強化推進していかなければならないと再認識をさせられました。 また、先日9日には、四国地方の梅雨入りが発表されました。これから大雨等による浸水被害や土砂災害への備えが必要な時期となって参りますので、町民の皆様には、気象情報に注意をされ、避難経路の確認など、事前にできることを実行していただきますようお願いを申し上げます。 前後しますが、6月3日に予土線利用促進対策協議会が開催をされて、愛媛高知の沿線自治体関係団体等が一堂に会し、本年度の活動について議論をいたしました。その中で、協議会の会長として、私が言わせていただいたのは、財政的に厳しいJRと沿線自治体が幾ら話し合っても前向きな議論にはならない。やはりそこは国が当事者と

議 長	<p>して協議に参画していくことが必要ではないかということ。そして何よりも、地元が予土線を存続したいという熱意を持って、決して諦めないという意思を示すことが重要であるということをおっしゃっていただきました。今後も様々な活動を展開していくこととしておりますが、どうか議員各位におかれましても、予土線存続に、格別の御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>そのほか、御報告として、3月定例会以降の町内における主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので、御確認のほどお願いを申し上げます。</p> <p>なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告5件、専決処分承認9件、条例の一部改正及び動産の買い入れ、そして一般会計及び特別会計補正予算などの諸案件であります。御提案申し上げます議案の詳細につきましては、後程それぞれ御説明申し上げますが、何卒よろしく御審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、22件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、令和6年2月、3月、4月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受</p>
--------	--

		<p>けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。御確認をお願いします。</p>
議	長	これから、本日の会議を開きます。 (9 : 35)
議	長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番山石恭助議員、7番赤松紀幸議員を指名します。</p>
議	長	<p>日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	異議なしと認めます。
議	長	<p>したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番、山田寛二議員の一般質問を一括方式により行います。</p> <p>山田議員の質問を許します。</p>
4番	山田	「議長4番」
議	長	「山田議員」
4番	山田	<p>おはようございます。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。</p> <p>ふるさと納税について質問をしたいと思います。</p> <p>令和4年度のふるさと納税は約600万円でした。令和5年度は1千万円を目標に取り組んできたと思われませんが、結果はどうであったか、また、ふるさと納税の開始から令和5年度までの目標と成果の推移はどうなっているのか伺いたい。</p> <p>なお、今後の取り組みについて、令和6年度は目標を2千万円に設定しているが、現在の納税額はどのようになっているのか。</p> <p>ほかの自治体に比べると、決して高い目標値ではないと思います</p>

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>が、目標達成をするための施策はどうなっているのか。また、目標達成するために、返礼品は重要なアイテムですが、主な返礼品や今まで人気のあった返礼品は、何か、以上の現状の取り組みについて伺いたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは山田議員の御質問、ふるさと納税の取り組みについて答弁をいたします。</p> <p>最初の御質問、令和5年度の目標額1千万円の達成状況について、まず令和4年度の寄付受け入れ額は631万9千円でありましたが、これに対して1千万の目標とした、令和5年度の実績は502件で1千53万4千円となり、前年度比52.2%の増、目標達成率は105.3%となっております。</p> <p>次にふるさと納税の寄付額に目標を設定したのは、令和5年度が初めてでありまして、その金額は先ほど申し上げましたとおり、1千万円です。またその成果については、グラフがありますか。ない。それではですね、ふるさと納税が開始された平成20年度から平成26年度までの7年間は、大体100万円まで微増となっております、平成27年度から令和4年度までは、300万から900万円台の範囲で増減を繰り返しておりました。令和5年度において初めて1千万円台を突破したところでございます。</p> <p>今後の取り組みにつきましては、令和6年度のふるさと納税額の目標額を倍増の2千万円として設定をしているところです。なお、御質問の現在の納税額は、5月末で170万2千円、令和5年度の同時期の実績と比較してみますと、130万7千円の増額となっていて、好調なスタートというふうに考えております。</p> <p>しかしながら、県内他市町との実績で比べますと、2千万円の目標額は、決して高い数字、満足いただける数字でないことは承知をいた</p>
------------------------------	---

しております。まずは、前年度のふるさと納税額を倍の数字、これを着実に達成していきたいというふうに考えております。

最後の御質問、目標を達成するために重要な要素の1つである返礼品の品ぞろえにつきましては、まず、返礼品の品ぞろえ、返礼品については、松野町の特産品や体験、あるいは愛媛県の共通返礼品など、全部で101種類を用意しております。食料品関係では、まっさら米やジビエ、桃、梅、野菜の詰め合わせや地酒の野武士、滑床溪谷水際のロッジのセルバッチオのピザ、地元の果物を使ったスイーツなどを用意しており、今、人気の商品となっております。体験プログラムでは、他の地域にない松野町独自のものとして、キャニオニングやラフティング、水際のロッジの宿泊体験などが人気がありますほか、まきステーションの薪や森の国ガラス工場のガラス製品なども返礼品として用意しております。また、令和5年度より、誘致企業のキョクヨーフーズのカニかまぼこ、同じく誘致企業のプロテックスジャパンで製造し全国で253店舗に展開しております有名ヘアサロンのシャンプーやトリートメントも返礼品に新たに追加をしております。こちらの2つの商品はですね、ほかにないオリジナルの返礼品として、これから人気のアイテムとなっていくことを期待をしております。

次に、どのようにして目標達成を目指すのかについてですが、現在取り組もうとしている代表的な施策3点についてお答えをいたします。

まず1点目は返礼品の充実です。現在101品目の返礼品がありますが、松野町の資源はまだまだあると感じています。森の国松野町ならではの、ヒノキの積み木でありますとか、藍染の体験、今の季節であれば、ホテル鑑賞ツアーなど、アイディア、工夫を凝らして、返礼品として商品化をし、充実して参りたいと思います。この返礼品の充実や、ふるさと納税額の増加は産業振興にも直結して参りますので、しっかりと取り組みを進めて参りたいと考えております。

2点目は、お客様に知ってもらえる機会を増やすこと、欲しいと思

ってもらおう工夫を凝らすことなどです。現在、ふるさと納税の注文のほとんどがインターネット上のポータルサイトと呼ばれるところから入ってきます。今取り組みを始めている施策としては、この入口であるポータルサイトの数をふやしていくことです。現在、5つのポータルサイトでふるさと納税を受け付けていますが、今後は航空会社系や百貨店系などのポータルサイトにも、商品を掲載して、それぞれが得意とする顧客層に松野町のふるさと納税が、その情報がお届けできるよう、交渉を進めているところでございます。また、これらのポータルサイトにおいて、松野町の返礼品が、検索結果の上位に表示されることもポイントとなります。そのためには、商品写真の見栄えの良さや、商品を生産する思いや物語などを、しっかりと伝え切る説明文の作り込みなど、先進自治体のページを参考としたり、生産者との情報交換や、専門家の指導を受けたりしながら、研究、分析を重ね、ポータルサイトの商品説明文に反映していこうということで取り組んでおります。

3点目は、地道な営業活動です。インターネット上のポータルサイトで幾ら良い商品や見栄えの良い写真を並べても、それだけではふるさと納税額がアップするものではないと考えています。やはり、ふるさと納税の本来の目的であります、松野町を応援してやろう、そう思っていていただく方を増やすこと、これが大切だと思っています。そのためには、人の輪作戦的な、地道な営業活動が大事で、町内の住民の皆様、町外に住む、御親類や知人を紹介していただき、直接、松野町からダイレクトメールを送ったり、出張の際に訪問させていただいたりといったことを、今始めているところでございます。私も各部落の老人クラブなどの総会はじめ、いろいろな会議会合等で御挨拶する中で、このお願いをしておりますし、更には、高校生たちが立ち上げた一般社団法人松野イズムプロジェクトでも、地域資源のPRと関係人口の拡大を目的として、ふるさと納税の増加に向けた活動を展開していくことを、社員定時総会で表明してくれております。

<p>4 番 山 田 議 長 4 番 山 田</p>	<p>以上、3つの施策を柱に、様々な手段を講じながら考えうる方策を打ち続け、本町にマッチしたふるさと納税制度を構築いたしまして、目標額を達成できますよう、改めて研究の上、実装して成果を上げて参りたいと存じます。</p> <p>その上で、寄付者の皆様がふるさとへの貢献を実感するとともに、本町独自のまちづくり施策への原資として使わせていただき、住民の皆様福祉向上につなげて参りたいと思いますので、議員各位におかれましては引き続き、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。</p> <p>「議長」 「山田議員」</p> <p>今ほど町長より、目標達成のための施策として3つの大きな柱を報告いただきました。</p> <p>それぞれの内容について十分理解したつもりですけれども、これらを実施することによって、少しでも納税額が上がるものではないかなと思います、先ほど言われた中で、私も今年に入って思ってるんですけども、やはり目標達成するためにやっぱり町民関係者へのやっぱり協力というのは、ちょっと不可欠じゃないかなと思いますので、特に町外に移住している元町民とか知人とか、そういった方に、より強力なサポートをしていただきますように、また、ここにおられる方も中心になって、やっぱり1人でも2人でも、そういった方をやっぱり紹介して、納税につながるような活動が、していただければいいかなというふうに思います。</p> <p>それともう1点、愛媛県内のふるさと納税が過去最高の128億円になったということを先日新聞で見ました。件数金額も前年より約4割増加したというふうに聞いております。</p> <p>県では苦戦が目立つ9つの町に対して、支援に取り組んでいると言われていますが、どのような支援を受けられているのか、受けようとしているのか、そこら辺お聞かせ願ったらと思います。</p>
------------------------------------	--

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>はい。</p> <p>1点目の町民の御協力ということですが、まさしくこういった草の根的な動きから始めなければならないというふうに思っています。先ほども申し上げましたが、いろいろな会議で私の方から、町外に住んでおられるお子さんや御親族知人の方を紹介していただきたいというお願いをしております、実際、もう多くのデータといいますか、情報をいただいております。またこの動きをですね、是非全町的に広げていきたいというふうに思っておりますし、ちょうど明後日、森の国まつの応援団関西支部の総会があります。その席でもですね、当然会員の皆様にもお願いを申し上げますけれども、その会員の皆様からまた広げていただくということにも、お願いをしたいというふうに思っております。</p> <p>次に県の9町に対する支援なんです、これは担当課の方から御説明を申し上げます。</p>
井上ふるさと創生課長	「議長」
議長	「課長」
井上ふるさと創生課長	<p>はい。御質問ありがとうございます。</p> <p>県では9つの町、県内の9つの町にふるさと納税額をアップするためのいろいろな施策を講じていただいております。大きく3つあるんですが、まず1つ目が、愛媛県のホームページ上で、9町のそれぞれの特産品を紹介をしてもらってます。県のホームページ上でふるさと納税をしていただいて、そこから松野町の商品分を交付金という形で還元をいただいております。</p> <p>例えば、9町のお米の食べ比べセットとか、そういったものが商品としてなっております。これはまだ令和5年度から始まった商品なので、これからよく売れていくようにタグを組んで頑張りたいと思います。</p>

次に愛媛県におきましては、ふるさと納税のアドバイザー的な専門家と契約をされております。そのアドバイザーの方に対しまして、松野町からこういった商品を作りたいのだが、とか、こういった商品はどうか、売れ線、今のトレンドはどういったものがありますかとか、そういったものを聞きながらアドバイスを受けているところです。

直接的に御指導だとかアドバイスを受けているのはこういった2つの件なんです、ですが私たちは常々県に頼り切って、それで大丈夫かということは考えておりません。また中間業者をポータルサイトに任せっきりで大丈夫か、そういったものは全く考えておりません。正直申し上げまして、このふるさと納税、全国1788の自治体で、いわゆる税金の取り合い、競争でございます。これまで松野町としては、そういったカタログショッピングの意味合いがあるふるさと納税制度については、のらない。そんなに積極的には取り組んでできませんでしたが、逆に考えたらですね、松野町から出ていくふるさと納税もあるということを考えますと、赤字になる可能性もございます。

実際に全国で4分の1の自治体が赤字の様相を呈しています。要は、いただくふるさと納税より町内の住民の皆様が外の自治体にふるさと納税をしていくってことです。その額が多ければ当然赤字になります。幸い松野町を調べてみますと、870万ほどの黒字になっております。ですが、もともとまだまだふるさと納税、1千万を超えたばかりでございます。しっかりとですね、今後ですね、愛媛県とタッグを組み合わせながら、松野町の商品をPRしていきたいと思っております。

また近隣の自治体と連携協定を結んでですね、海のものとか、みかんとかそういったものも松野町の商品になれるように、いろいろ今回ですね、近隣の市町とも今連携協定を結ぶようなことを考えておりますので、商品のラインナップを増やしていきたいと思っております。

ちょうど先ほど町長も申し上げましたように、早速明後日には、これまで過去最大の参加される皆様をお迎えしまして、大阪で、松野町

	<p>出身の方の集まりがあります。こういった機会は、一番最高の営業の機会になりますので、しっかりとPRして参りたいと思います。また高校生の会社である一般社団法人松野イズムプロジェクトも、生中継でその会場でアピールをしてくれますので、しっかりと今年度の目標額2千万をまずは達成できるように、頑張って参りたいと思います。</p> <p>今日この議場にこられてる傍聴の方もたくさんいらっしゃいます。是非、ふるさと創生課の方に、お知り合いの方、町外に住まれてる方、御紹介ください。松野町からダイレクトメールで、ふるさと納税のカタログとかをお送りさせていただきまして、松野町のまちづくりを応援していただけるよう、PRさせていただきますので、是非ともよろしく願いいたします。</p> <p>以上、答弁終わります。</p>
4 番 山 田	「議長」
議 長	「山田議員」
4 番 山 田	<p>県からの支援というか考え方というかね、ポータルサイトとかいろいろ聞きましたけども、愛媛県八幡浜とか、愛南町は20億近くふるさと納税があるということも載ってましたので、2千万というのは本当にまだまだ少ない数字なので、なかなか厳しいとは思いますが、やはり返礼品をもうちょっと充実というか、これはというものが、やっぱあれば一番いいんですけど、そこは難しいとは思うんですけどね、そういったことも含めて、是非2千万が1億になるように取り組んでいただけたらと思います。</p> <p>それとふるさと納税は、自ら指定する用途に活用できる、大きなメリットだと思いますので、財源の少ない我が町において大変重要な施策ではないかと思います。是非、強力に取り組んでいただいて、少しでも松野町が潤沢になるように、また我々も協力したいと思いますので、是非また頑張ってくださいと思います。</p> <p>以上で質問を終わります。回答は要りません。</p>
議 長	答弁はいいですか。

4 番 山 田 議 長	もしありましたらですけど。多分大丈夫です。 町長ありますか。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「町長」
坂 本 町 長	はい。
	御協力をいただけるということで大変力強く思っております。
	このことにつきましてはですね、どうしてもその町外の方に寄付を
	してもらわなければ始まらないということがありますので、我々も十
	分情報発信に気をつけますが、先ほど言いましたように一人一人の町
	民の方が、御自分のお知り合いの方を紹介していただく、ここから始
	めないと、2千万、とても1億2億には届かないと思いますので、地
	道な活動を続けて参ります。
	どうぞよろしく願いいたします。
議 長	以上で、山田議員の質問を終わります。
	続いて、通告2番、山石恭介議員の一般質問を一問一答方式で行い
	ます。時間は、答弁を含め40分です。
	山石議員の質問を許します。
6 番 山 石	「議長6番」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	議長のお許しを得ましたので、私からは2問、BBQガーデン、ボ
	ルダリングについて質問いたします。
	はじめに、BBQガーデンの現状と今後の課題についてお聞きしま
	す。
	我が町は愛媛県で一番小さい町で財政も厳しく、地方交付税交付金
	など、国や県に頼っており、決して余裕のあるという状況ではありま
	せん。実は私のもとに、BBQガーデンを使っているところを見たこ
	とがない、無駄ではないかというような話がありました。そういうこ
	とで質問をいたします。
	まず、どういう経緯目的で建設をしましたか、お聞きします。

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	まず、どういう目的でいつ建設したかということですが、本施設は令和4年2月に農業公園多目的広場棟として整備をしたものであります。施設の目的ですが、道の駅虹の森公園松野にある森の国ファームの土地をですね、有効活用しまして、バーベキューをはじめ、様々なイベントに利用できる、雨天でも大丈夫な屋根付きの施設を整備することによって、虹の森公園全体、あるいは松野町全体の集客力向上を目指して整備したものであります。
	以上です。
6番山石	「議長」
議長	「山石議員」
6番山石	どうしてBBQガーデンを作ったのですか。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	このBBQガーデン建設に至った経緯なんですけれども、この計画が立ち上がったのがですね、令和2年の秋ごろなんですけど、当時、愛媛県と南予地区の各市町で連携して、交流イベントをやろうと、えひめ南予きずな博なんですけれども、これを令和4年度に実施する計画を策定をいたしました。当時本町におきましては、バーベキューでまちの活性化を目指しておる団体が活発に活動をされておりまして、その功績もありまして、えひめ南予きずな博で核となるイベントとして、BBQフェスティバルを松野町でやろうということが決定したわけでありまして。
	また同時に、道の駅虹の森公園において、道の駅の自主イベントはもとより、個人やグループ団体等によりまして、大小様々なイベントが開催をされておりまして、その際季節的なものや天候の影響を軽減

		<p>できるイベントスペースがあればいいといった要望を把握しておったところであります。そこで、道の駅全体を俯瞰しまして、森の国ファームの空きスペースとなっていたところに、有効活用にもつながる、屋根つきの多目的棟の建設を計画をいたしまして、令和3年度事業として、事業実施したものであります。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石	「議長」	
議 長	「山石議員」	
6 番 山 石	それでは費用は幾らでしたか財源の内容を教えてください。	
坂 本 町 長	「議長」	
議 長	「坂本町長」	
坂 本 町 長	はい。	
	費用なんですけど、先ほど言いました森の国ファームの中に建設したわけですけども、規模構造としては、木造平屋建で91.11㎡、工事費用が1千57万5千400円となっております。	
	また本体工事にあわせまして、ベンチやテーブルテントや収納倉庫バーベキューグリル、こういったものの備品の購入費が140万円あまり経費としてございます。	
	これは全て過疎債を充当をしております。	
6 番 山 石	そのうち財源、一般財源は幾らだったでしょうか。	
坂 本 町 長	「議長」	
議 長	「坂本町長」	
坂 本 町 長	はい。過疎債でございますので充当、基本100ですけどもいろいろ割り落としとかがありますので、90とか95%ということになります。	
	後、交付税還元が70%ございます。	
6 番 山 石	「議長」	
議 長	「山石議員」	
6 番 山 石	建設決定をした経緯について教えてください。	

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	先ほどの御質問にお答えしたところなんですけれども、直接の要因はえひめ南予きずな博、これに合わせて松野町でBBQイベントを開催しようということで、それに至るまでに、このバーベキューというアウトドアの一環ですよ、これの可能性、非常に私も注目をしておりましたし、発展の可能性もあっておりましたので、この施設の整備に着手したところでございます。
6番山石	「議長」
議長	「山石議員」
6番山石	次に利用状況を教えてください。
	現在まで何回利用がありましたか。また予想された利用者数や利用頻度の程度がどの程度だったですか、教えてください。
	以上です。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	利用状況について答弁をいたします。
	令和3年度ですね、についてはオープンがもう令和3年度末ぎりぎりの3月25日でしたので、イベント数としては1件でございました。次に令和4年度につきましては、22回の利用で3855人のお客様に利用していただいております。令和5年度におきましては、28回の理由で、613人のお客様に利用していただいております。
	予想された利用者数、利用頻度につきましては、近傍同種の施設を調査してみましたが、立地や条件等も違い、更に初めてのケースで、予想も立ちづらい部分もありますが、利用されるお客様の動向を分析してみますと、実質1年目令和4年度においては、様々な催し物を中心に多くのお客様に御利用をいただいたところでございます。

	<p>しかし個人利用といいますか、個別でお申し込みをいただくお客様がまだまだ少ない状況であります。それが令和5年度になりますと、個別でお申し込みいただくお客様が、前年度対比153%増と、徐々にバーベキュー利用を中心に、施設の存在が浸透していき始めている状況となっております。</p> <p>しかし、まだまだ伸ばせる状況があると思いますので、もっと皆さんに利用していただきたい、利用しやすい、そういった商品の開発に取り組んで参りたいと思っております。</p>
6 番 山 石 議 長	<p>「議長」 「山石議員」</p>
6 番 山 石	<p>今聞きますと令和6年3月までに大体44回、152人、53万7千900円ぐらいの利用があったように思いますが、採算は取れていたと思われませんか。</p> <p>減価償却を問われる会社では大変です。</p> <p>できてしまったことはしつこく言いませんが、これから安易な政策でなく、いろいろ検討して実行していただきたいと思えます。</p> <p>次に需要の調査や利用見込み、検討はしましたか、教えてください。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>当初建設にあたってはですね、バーベキューの需要につきましてデータ等を収集しまして、全国的な動向を探ったほか、運営をします株式会社まちづくり松野の社員を中心に、県内のそういったバーベキューを利用されてる類似施設、これの視察や調査をしておるところでございます。</p> <p>また、民間で経営されておりますバーベキュー施設を訪問し、実際にこのバーベキュー体験をしながら、施設の利用料金や稼働見込みを検討しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石	<p>「議長」</p>

議 6 番 山 石	長	「山石議員」 はい。 この今の状態で採算がとれていると思いませんが、原因はどこにあるとお考えでしょうか。
坂 本 町 長	「議長」	
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	まず周知がよくできていない。稼働率が低下をしているというところが一番の原因だと思います。また虹の森公園のスタッフもですね、今の人手不足で、なかなか営業活動といったところにも手が回っておりません。更に価格設定等につきましても、まだまだ手探りの状況でございまして、ここらをですね、是非需要に応えるだけのシステムを作り上げていきたい。私、このBBQガーデンだけを捉えるのではなくて、全体、虹の森公園全体でこのBBQガーデンを位置付けて、ここでの集客をほかの施設にも波及させる、あるいはかごもり市場とかレストランのお客様を、逆に、ガーデンの方に引っ張ってくるというような有機的な連携ができれば、全体的にこの収支の安定は図れるというふうに思っております。 そういった話もですね、虹の森公園のスタッフの皆さんと、今やっているところでございます。
6 番 山 石	「議長」	
議	長	「山石議員」
6 番 山 石	長	はい。 経営の体制はできていましたか、メニューとか使用料、スタッフ、器具、利用方法などこれを紙などに貼り付けたり、周知をされていた状態だったんですか、お聞きします。
坂 本 町 長	「議長」	
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	はい。 これまでの状況なんですけれども、決してその十分に周知とか、い

	<p>うことができていなかったということは反省しなければならないというふうに考えております。またこのガーデンの位置付け自体が、また虹の森公園全体、あるいは松野町の観光交流施策の中で、不明瞭な点もあったというふうに思っています。</p> <p>こういったことですね、せっかくできたこの施設でございますので、もうこれ有効に活用して地域に波及させるしかないというふうに思っています。</p> <p>そのためには、管理しているまちづくり松野に任せっきりにするのではなくて、例えば、民間で活動されているBBQ協会の皆さん、民間の事業者の皆さん、飲食店の皆さん、そういったところと連携をきっちりして、まずは利用率を上げていくということに取り組んでいきたいと思っております。</p>
6 番 山 石 議 長	<p>「議長」 「山石議員」</p>
6 番 山 石	<p>はい。 今後の利用促進の具体的な取り組みを考えておられますか、教えてください。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。 今後の利用促進ですが、実はですね、令和6年度に入りまして、ゴールデンウィーク前後で、学校や団体など、大きな注文が入っていた、大変幸先がいいというふうに思ってたんですが、4月17日のあの豊後水道地震でキャンセル、風評被害ですね、キャンセルが相次ぎました。しかしながら、6月に入ると、企業との団体予約を複数いただいております、少しずつ営業の成果が出始めているんじゃないかなというふうに思っています。</p> <p>今後先ほども申し上げましたが、企業や学校等の団体のお客様については、町内の事業者の皆さんと連携を図りながら、そういったもの</p>

にも対応していきたい。更には予土線の利用や森の国ぽっぽ温泉と組み合わせたセット商品としても、営業を進めていきたいというふうに思っています。また家族や友達などを気軽にBBQを楽しんでいただける場所としての利用促進、これも進めていかなければなりません。少人数でも使いやすい利用料金体系の見直しを図るほか、利用料金が安くなっても、ほかに波及してそこで経済的効果が上がれば、私はそれで効果達成できてるというふうに思っておりますので、そういった地域内の経済循環全体を俯瞰したような問題解決に取り組んでいきたいと思っております。

先ほど言いましたが、この点につきましてはですね、虹の森公園だけで解決できる問題ではないというふうに思っておりますので、民間の事業者の方、あるいは他の観光施設、JR等の利用、そういったものも含めて、皆さんで賑わっていただくような施設にしたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

6 番 山 石
議 長

「議長」

「山石議員」

6 番 山 石

BBQガーデンの用途を再検討して新たな利用方法を模索したり、地元の住民のためにイベントなどを企画したり、BBQガーデンの存在を住民に周知徹底して、利用促進を図ってもらいたいと思います。

続きましてボルダリングについて質問いたします。

いろいろな事情により入荷が遅れ、私たちが議員になってから届いた国内でも数少ない可動式キルターボードを購入しておられますが、キルターボードの購入経緯と経費についてお聞きします。

購入に至った背景、目的、費用を教えてください。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

このキルターボードなんですが、本町におきましては、キャニオニ

ングでありますとか、カヌー、ラフティング、サイクリングあるいはトレッキング、トレイルランなど、豊かな自然を生かしたアウトドアスポーツの商品化が進められておりまして、ちょうど魅力向上につながっているところであります。

このような中、本町の有する地域資源を生かした新しいコンテンツとして、クライミングを導入しようということになり、取り組みを始めました。導入に当たりましては、滑床溪谷のこの巨岩ですね、岩を活用したフリークライミングのフィールドを発掘すると、そのフィールドの場所や位置楽しんでいただくためのルールやマナーをもまとめましたトポブックっていうガイドブックですね、これを刊行し、クライミングジムや愛好家に配布をしているところです。その成果として、滑床溪谷はですね、キャニオニングはもともと先行してきたわけでございますけれども、それに並んで、このクライミングということも滑床の1つの魅力として認知をされるようになりました。またクライミング自体はですね、先に開催されました東京オリンピック、これでも正式種目になっておりまして、クライミングの認知度、それから経済的効果が認識をされているところでございます。

そこで、本町をクライミングのフィールドとして整備していくことに加えてですね、これは自然のもの屋外のものでございますけれども、雨天時や夜間でも楽しむことができる屋内型のクライミングボードを、あわせて整備することによって、より充実が図られるというふうに考えをしたわけでございます。

なお今回整備をしたクライミングボードは、西日本で初めてとなります油圧式の傾斜可変ボードで、商品名がキルターボードということですが、携帯電話から登坂ルートが設定でき、また世界中のルートセッターの課題に挑戦できるなど、クライミング会では注目のボードとなっております。

このキルターボードと、天然のクライミングフィールド、これが連動することによりまして、日本でもまれなクライミング環境が確保で

	<p>きまして、そのほかのアウトドアとの連携も可能になると、ひいてはアウトドアスポーツの聖地化になるというふうに判断をしているところでございます。</p> <p>本事業の費用につきましては、キルターボードの購入費に803万円を支出しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。
	<p>需要はありましたか。なぜこのキルターボードが必要だったのですか、教えてください。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>このキルターボードの必要性なんですけれども、先ほど言いましたように滑床溪谷の中心にこのアウトドアスポーツを振興していこうという中で、このクライミング、非常に有望であるという判断をしたわけでございます。ただアウトドアスポーツの宿命といいますか、雨天時とかには使えないということで、そういった需要を吸収するために、このキルターボードを使いまして、屋内でそういった体験ができるというのは非常に、県内でも有数のものだというふうに思っていますので、それで集客を図りたい。そういう考えから、このキルターボードを整備したわけでございます。</p>
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。
	<p>インストラクター不在になった理由を教えてください。個人的なことではちょっと難しいかもしれませんが。</p>
坂 本 町 長	「議長」

議 坂本町長	<p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>インストラクター不在になった理由なんです、本事業の導入に当たりまして、いろいろ貢献をしてくれていたインストラクターについては、地域おこし協力隊として赴任したわけでございますけれども、本町での持続的な活動や定住を望んでいたところですが、一方で、非常に優秀なスキルを持っている当人でございますので、ほかの地域や団体から引く手あまたという状況も把握しているところでございました。あわせて本人からもですね、いろいろな世界で力を試したいという気持ちがあるということ、我々も感じていたところで、その気持ちを尊重して、今回、ほかの場所で活躍をしたいという本人の要望を考えたわけでございます。そういいながら、この滑床溪谷というのは、全国的に見ても非常にボルダリングの聖地となる、そういった可能性を大きく持っておりますので、将来的にはまた帰ってきてくれて、松野町でこのアウトドアスポーツ全般の振興に取り組んでくれるのではないかなという期待はしているところでございます。</p>
6番山石 議 長	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
6番山石	<p>現在の利用状況を教えてください。キルターボードはどうなっているんですか。今も利用されておりますか。</p>
坂本町長 議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>現在の利用状況なんです、キルターボードは、今現在コミュニティセンターに設置をしております、利用方法としては役場に申請を提出していただいて、それで使っていただくということで、初めて利用する方に関しては、注意事項等を記載した、利用誓約書を提出してもらうほか、管理者である職員から指導を受けて、利用してもらうということにしております。これまでの利用登録を受けた方は109人で、うち町内の方が13人、町外の方が96人となっております。お</p>

	<p>客さんとしましては松山市周辺や宇和島市、鬼北町、高知市など車で2時間圏域内の方が多く登録をいただいている状況です。実際にキルターボードを利用された方の人数は、令和5年5月29日のオープンから令和6年3月31日までで79組、304人、令和6年度になりまして4月1日から1ヶ月間の利用が5組で、10人というふうになっております。</p>
	<p>以上です。</p>
6 番 山 石	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「山石議員」</p>
6 番 山 石	<p>今後は、どのような利用を予定されておりますか、学校の体育館で</p>
	<p>利用するようなことは考えておられませんか。解決策はありますか。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>今後どう利用するのかですが、このキルターボード、更に有効活用</p>
	<p>しなければならないということで、日本国内でもこの数少ないキルター</p>
	<p>ボードを管理しながら、自然豊かなフィールドを活用したクライミ</p>
	<p>ングやキャニオニング、マウンテンバイクやトレッキング、こういっ</p>
	<p>た数多くあるアウトドアコンテンツに全体的にですね、磨きをかけま</p>
	<p>して、松野町の魅力を発信する、こういったことの人材をですね、ま</p>
	<p>ず確保しなければならないというふうに思っております。</p>
	<p>この確保した人材が、キルターボードや滑床溪谷をフィールドとし</p>
	<p>て、クライミングを主軸に、アウトドアコンテンツや観光まちづくり</p>
	<p>の組織でありますDMO、あるいは民間事業者との連携、更に今旧松</p>
	<p>野南小学校の活用を考えております。こういったところとも連携をし</p>
	<p>ながら、その人材を中心にですね、持続的なこのアウトドアスポーツ</p>
	<p>の聖地化というものに取り組んでいきたいというふうに思っております。</p>
	<p>以上です。</p>
6 番 山 石	<p>分かりました。</p>

議 6 番 山 石	長 「山石議員」 せっかく購入したもんですから有効活用してもらいたいと思いま す。 最後にこの2件については、最後に建設や高価な品物、物品の購入 を決定する際は、需要調査や利用見込みなどを検討して採算の取れる 持続可能なものにしてもらいたいと思います。 以上で終わります。
議 坂 本 町 長 議 坂 本 町 長	長 まだ時間ありますが答弁いりませんか。町長。しますか。 「議長」 「坂本町長」 はい。
議	このBBQガーデン、それからキルターボード、想定した数字より も、実際的には実績が伴っていないということは、私どもも十分に把 握しております。ただその導入についての目的でありますとか、意義 というのは、当時判断したことは、決して間違いではなかった、可能 性は十分あるというふうに思います。 せっかく作った両施設でございますので、皆さんに、まずは使って いただく。そして、町に経済的な効果も含めまして、いろんなこうメ リットがありますように、これから管理者とともに取り組んで参りま すので、引き続きまして御指導のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。
議	長 以上で、山石議員の質問を終わります。 続いて、通告3番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行いま す。時間は、答弁を含め40分です。 山崎議員の質問を許します。
3 番 山 崎 議 3 番 山 崎	「議長3番」 「山崎議員」 ただいま、議長のお許しをいただきましたので一般質問を通告書の とおりにさせていただきます。

<p>瀧本保健福祉課長 議 長 瀧本保健福祉課長</p>	<p>まず1つ目、発達障害者支援について質問したいと思います。</p> <p>質問の前に、発達障害というものについて、担当課の方より資料を作っていただいていますので、まずその発達障害というものについて説明をしていただけたらと思います。</p> <p>「議長」</p> <p>「課長」</p> <p>それでは、発達障害につきまして、資料に基づき説明いたします。</p> <p>発達障害は身近にあるけれど、社会の中で十分に知られていない障害でした。特性に応じた支援を受けることができれば、十分に力を発揮することができる可能性がありますが、支援体制も十分でなかったことから、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月から発達障害者支援法が施行されました。</p> <p>発達障害者支援法において発達障害とは、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害など、脳機能の発達に関係する障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。その特性により人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手であっても、優れた能力が発揮されている場合もあります。</p> <p>ただ、周りから見ますと、アンバランスな様子があることから、大変理解されにくい障害です。少し具体的に説明いたします。</p> <p>次の資料をお願いします。</p> <p>まず、自閉症ですが、最近では、自閉症スペクトラムと呼ばれることもあり、言葉の発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係、社会性の障害、パターン化した行動、こだわりなどの特徴があります。事例につきましてはお目通し願います。</p> <p>次の資料をお願いします。</p> <p>アスペルガー症候群は、広い意味での自閉症に含まれる1つのタイプで、コミュニケーションの障害、対人関係、社会性の障害、パターン化した行動、興味関心の偏りがあります。しかし、自閉症のように、</p>
--------------------------------------	--

<p>3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎</p>	<p>幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることがわかりにくいのですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。</p> <p>次の資料をお願いします。</p> <p>注意欠陥多動性障害は集中できない、じっとしてられない、考えるよりも先に動くなどの特徴があります。</p> <p>次の資料をお願いします。</p> <p>学習障害は全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。</p> <p>資料の1ページをお願いします。</p> <p>今ほど説明した症状は特性の1例であり、実際には障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なっている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。</p> <p>最後の資料をお願いします。</p> <p>以上のように、繰り返しになりますが、発達障害は周りから見てアンバランスな様子があることで、誤解も多くなかなか理解されにくい障害であります。また、発達障害は脳の働きの違いによるもので、決して本人の努力が足りないとか、親のしつけに問題があるといったものではございません。ほかの人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手であっても、優れた能力や魅力が発揮されている場合もあります。一人一人の特性に応じた理解や支援により、その違いは、障害ではなく個性へと変化していくものでございます。</p> <p>簡単でございますが、以上で説明を終わります。</p> <p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p> <p>はい。説明ありがとうございます。続いて質問の方に移りたいと思います。</p> <p>2022年の文科省調査によると、発達障害の可能性のある児童の割合というのは、小学校で10.4%、中学校で5.6%、公立小中</p>
------------------------------------	--

学校で70万人を超えるというふうに言われております。女性が1男性が2という割合で、男性の方が多いというような結果が出ております。35人学級でしたら4人、松野でいう25人学級だったら3人、実は現場ではもっと多いのではないかというふうな意見が、私の耳には入っております。

先ほど、担当課で説明していただいた発達障害者支援法という、平成16年に成立して17年4月に施行されている法律なんですけども、長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達支援というものに対してしっかり支援していくというような内容になっております。発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするというふうに明記されております。

松野町でも当然地方公共団体ということですから、しっかり支援していかなければいけないというふうな認識です。

そこで、その支援法の中でも、早期発見早期支援の必要性というのが言われております。今松野町内での早期発見、早期支援、どういう形で行われているのかお聞きしたいと思います。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

それでは、早期発見早期支援の現状、資料が出ますかね。

こちらに発達障害における地域支援の構造を見える化したものがあります。縦軸に支援レベル、それから横軸に年齢、それぞれの間にインターフェースとして連携等についてまとめております。

本町では妊娠期から出産、子育てに至るまで、長期的な視点で、保健師、管理栄養士を中心とする専門職が支援を行う体制をとっております。その中で、早期発見、早期支援としては、出生前の母子健康手帳の発行に始まり、妊婦の訪問や出産後の赤ちゃんの訪問、ちょっとした困り事などの育児相談、専門的視点から乳幼児の発育発達を見守り支援する乳幼児健診のほか、健診日や相談日以外でも相談を受ける

	<p>ケースもあります。注意欠陥多動性障害ADHDについては、年少児の多くは落ち着きがなく鑑別が難しいものの、保育園などで集団生活になり始める5歳ごろには、その特性が現れると言われており、小学校へ入学するまでの関わりが大変重要でもあることから、あらゆる機会を通じて保護者の様々な不安に寄り添うこととしております。</p>
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。
	現状については理解いたしました。
	<p>検診の時ですけれども、質問の2に入るんですけど、気になる子の指摘というだけでは、保護者の不安というのが、より大きくなるだけなのではないかと思っております。専門の医療機関というのも不足しているというふうに言われてますし、専門の医療機関での診断というのが、時間がかかるような現状でございます。その間っていうのは、保護者にとっては、不安な日々を過ごすことだろうと思うんですけど、そういう保護者の悩み、また不安に対して、どういう形で、またどういう気持ちで寄り添っていつているのか、また今からやっていくのかということを含めてお聞きしたいと思えます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>保護者の不安な気持ちへの寄り添いということなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、出産前から保護者の様々な不安に寄り添うこととしておりますけれども、冒頭で御説明したとおり、発達障害の特性は、同じ障害でも個々に大きく異なります。年齢によって、行動面や情緒面など様々に変化をするものです。また、乳幼児健診などで、気になる子っていうことを伝える際には、保護者の受けとめ方や心の動揺など、様々に異なるものです。加えて、子どもの年齢や発達の状況、非常に高い育児ストレスや社会的な孤立感など、様々な要</p>

	<p>因が重なることから、保護者への寄り添い方には十分に配慮し、関係機関が協力して、地域で支える仕組みづくりを進めることが重要だと考えております。</p>
3 番 山 崎	「議長」
議	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。
	<p>なかなか保護者さんによって受け取り方が本当に時間がかかったりとか、ショックを受けたりとか、受けとめにくかったりということがあると思いますので、是非、個別の保護者さんの気持ちに寄り添って、しっかりとした支援をしていただけたらと思います。</p> <p>次の質問に入りたいと思います。</p> <p>先ほど言った支援法でも、専門知識を有する人材の育成と確保についてしっかり明記されているんですが、この点をお聞きしたいと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>専門知識を有する人材の確保という件でございますけれども、まず保護者の方と最前線で接するのは、保健師ということになります。このため、県の発達障害者支援センターが開催する支援者研修会、あるいは南愛媛療育センターでの勉強会、保護者交流会などに参加して、スキルアップに取り組んでいるところでございます。次の段階として保育園があります。</p> <p>保育園につきましては全国的な保育士不足の影響を受けまして、虹の森まつの保育園にもスタッフの数に余裕がなく、研修等の受講についても十分に対応できている状況ではありません。そのため、保健師等専門職や関係機関と連携を密にし、情報共有や指導を受けながら、日々保育業務の充実に努めているところでございます。</p> <p>小・中学校の段階になりますと、特別支援教育主任と特別支援地域</p>

	<p>コーディネーターを配置しておりまして、県主催の専門的な研修に加え、全教職員と学校生活支援員を対象に、町主催の研修会を開催し、特別支援教育に関する専門性や実践的指導力の向上を図っているところでございます。発達支援には医療機関との関わりも重要なことから、広くコーディネートできる人材の確保に努めて参りたいと考えております。</p>
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。
	先ほど、専門職のスキルアップのために動いているということなのでひとまず安心したところでございます。時間もありますので簡潔な答弁をお願いしたいと思います。
	支援法でも言われていますペアレントトレーニング、保護者さんのトレーニング及びプログラムについて、取り組まれているのかどうかお聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>保護者に対するペアレントトレーニングでありますけれども、近隣では南愛媛療育センターで実施されているところです。また町としましては、昨年度まではペアレント・メンターえひめという団体が実施しておりましたペアレント・メンターカフェを本年度からは町からの委託事業として実施する予定としております。このペアレント・メンターとは、自らも発達障害がある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親による親のための相談者ということになります。発達障害の診断を受けたばかりの子どもの親や様々な子育ての疑問を持つ親に対して、悩みを聞いたり、情報提供を行ったり、専門家では果たせない経験者であるからこそ可能な共感的サポート、これを当事者視点で情報提供を行うことが特徴になっておりますので、保護者の不安な気持ちへの寄り添いとしても大変効</p>

<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>果的であるというふうに考えているところです。</p> <p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。</p> <p>是非、孤立というものが一番怖いんだろうと思うんで、孤立させないようなトレーニング及びプログラムというのをしっかり立てていただいたらと思います。</p> <p>続いて次の質問に移りたいと思います。</p> <p>私もこの質問するにあたり何人かの発達障害といわれている人の保護者さんに意見をお聞きしました。その中で5番の質問なんですけど、本人家族同士がお互い支え合えるようなコミュニティが欲しいということをお聞かされました。もう少し広域になるのかな、町単独ではなくて、もう少し広い範囲でっていうことになるのかなと思うんですけど、そういうことへの取り組みについてお聞きしたいと思います。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>本人や御家族同士が話し合えるコミュニティとしましては、発達障害がある、または気になる特性のある子どもの保護者同士が、情報交換をはじめ気軽に話し合うことができる自主的な集まり、いろどりと称しまして、月に1回開催し、会場や情報の提供などの支援を行っているところでもあります。先ほど御説明しました、ペアレント・メンターカフェとあわせまして、こういった様々な機会の提供に努めていきたいと考えております。</p>
<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。是非とも今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして6番の質問に移りたいと思います。</p> <p>県が設置している発達障害者支援センターというものがあるんで</p>

	すけども、これの活用についてお聞きしたいと思います。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	この発達障害者支援センター、『あいゆう』は、発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者支援法に基づきまして、平成19年4月に東温市にあります県立子ども療育センターに併設されたもので、発達障害がある方やその御家族の相談に専門的に応じる機関であります。この支援センターには、発達障害者地域支援マネージャーも配置をされておきまして、県内の中核機関として地域支援機能も広く担っていることから、引き続き、本町としましても、連携、充実、強化を進めて参りたいというふうに考えています。
3番山崎	「議長」
坂本町長	「山崎議員」
3番山崎	今までに『あいゆう』を活用したのかお聞きしたいと思います。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	保健福祉課長から。
瀧本保健福祉課長	「議長」
議長	「課長」
瀧本保健福祉課長	はい。
	東温市にあるということで、なかなか活用したくても遠いということもありまして、松野町からの活用はゼロと聞いております。
3番山崎	「議長」
議長	「山崎議員」
3番山崎	はい。
	距離的なものもありますし、当然ながら親御さんの希望というものあるんだろうと思います。ただ情報というのはしっかり提供していただいて、もし活用したいという時にはしっかり中継ぎ役というのを果

たしていただいたらと思います。

はい。じゃあ次の質問に移りたいと思います。7番の質問です。

保育園、学校、行政、支援機関との連携というものについてお聞きしたいと思います。

保育園、まず保育園に入って初めて他人のお子さんとの比較というものに、親御さん目の当たりにするんだろうと思います。そこでまず1つ目の不安、大きな不安がやってくるんだろうと思います。そして、行政機関も保育園、学校、支援機関と担当課が変わっております。違う担当課になります。そこでよく言われている行政特有の縦割りの情報共有というのができていのかどうか、その辺しっかり連携しながら取り組んで欲しいということもありましてこの質問をしたいと思っています。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

保育園、学校、行政、支援機関との連携ということですが、発達障害者の支援におきましては、本人それから保護者の意思が、できる限り尊重されることを前提に早期に状態を確認しまして、治療や支援を実施することで、その障害の発生予防や程度の軽減につながる場合もありまして、妊娠、乳幼児幼少期の成長や発達の段階に合わせた健康審査の実施により、関わっている医療機関や保健師からの情報を共有するほか、保護者の協力を得まして、家庭での生活の状況や、その子どもの特性を把握し、家庭から保育園、保育園から学校と環境の変化にも注視をしながら、関係機関と連携を密にすることが重要であると考えております。

まず保育園なんですけれども、その性質上、保育内容に特別なものを準備することは配慮は必要ないと思われましてけれども、必要と思われる場合は、保育士を加配するなどの対応のほか、入園時や進級時はもちろんのこと随時、保護者との関係を密にし、情報の供給を図るほ

	<p>か、保健福祉課の保健師、町民課の担当者及び園長や保育士、栄養士で構成する関係機関連絡会を月に1回の頻度で開催し、支援が必要な児童については連携の強化も務めております。また今度は教育分野におきましては、専門家や関係機関、行政や学校関係者で構成する松野町教育支援委員会を年2回開催し、特別な支援が必要な子どもたちの学びの場や指導支援のあり方について協議を行うなど、情報共有と連携強化、決して縦割りにならないよう努めて参りたいと考えております。</p>
<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長」 「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。</p> <p>実はこの質問をした背景には、学校で学年が変わって担任が変わった時に、また同じ説明をずっとしないといけないっていう保護者の声もありまして、この質問をさせていただきました。しっかり連携をとって情報を共有しながら、プライバシーの問題というのも当然ながらあるわけで、許される範囲ということになるんでしょうけど、しっかり親御さんの気持ち、ニーズにしっかり応えていけるよう連携をとっていただいたらと思います。</p> <p>続きまして8番の質問に移りたいと思います。</p> <p>これは学校教育機関での支援ということで、今の松野町内での学校教育機関での支援、支援策についてどういうふうな形で行われているのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>三 好 教 育 長 議 長</p>	<p>「議長」 「教育長」</p>
<p>三 好 教 育 長</p>	<p>失礼します。</p> <p>学校における支援と聞かれたら、何を答えていいのかなと悩みました。範囲が広いので、とりあえず今、学校として、学習、あるいは生活上困難のある子どもたちを受入れる場、学びの場がどのようなものがあるかということの説明しようと思います。</p>

大きく3つあります。

1つは、通常の学級です。学級担任が適切な指導や支援を工夫しながら学習を進めていきますが、必要があれば、学校生活支援員を配置して、個別の支援をしながら行ったり、あるいは一部の授業を別の場所で行う通級指導教室の制度を活用することもあります。

2つ目が、特別支援学級です。少ない人数、少人数で一人一人の子どもの実態に合った教育内容や教育方法で学習をします。また、教科によっては、通常の学級の子どもたちと一緒に学ぶ、あるいは一緒に活動する交流及び合同学習というも行っています。

3つ目は、県立の特別支援学校です。幼稚園、小・中学校、高等学校と同じような学習をするんですが、それとは別に、一人一人の子どもが抱えている学びにくさであるとか、生活しにくさ、そういったものを改善する、あるいは克服するための特別の内容、自立活動っていうんですけど、そういった学習もしています。

いずれにしても、一人一人の実態に合ったより専門性の高い教育を行っています。

最後に、今申しました学びの場ですが、決して固定はされていません。子どもの発達状況によって変更はできることになっています。

以上でございます。

3 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。

町内の学校また特別支援学校の活用というふうに、今お聞きして1つ僕が心配していることっていうのは、やはり偏見と差別ということなんですけれども、やはり通級とって普通の教室の中で、お子さんを学校教育を受けさせたいっていう親は多いんだろうと思います。その中で、偏見と差別ということに対して、学校教育の中でどういうふうな留意をされているのか、そういうことをお聞きさせていただいたらと思うんですが。

三好教育長	「議長」
議 長	「教育長」
三好教育長	<p>はい。お答えします。</p> <p>ちょっと予想してなかった質問で戸惑っていますが、私が学校に勤めていた頃、子どもたちに障害のことをどう伝えればいいのかっていうことを非常に悩みました。これは非常に難しく、それぞれいろいろ考えたあげく「全ての人、子どもたちもそうですし、先生方、周りの先生方も全てそうなんだけど、絶対に得意なことと苦手なことがあるよ。で得意なことは、みんなで応援しようね。そして苦手なことは、みんなで助け合って協力し合ってやっていこうね。」っていう話をまずして、その年に新しく特別支援学級を作りました。</p> <p>特別支援学級で学ぶ子どもがその時2人ぐらいたんですが「AちゃんとBちゃんは、少ない人数で静かな場所で勉強する方が、勉強がすごく分かりやすい。だから、特別支援学級で勉強するんだよ。」ってそういう話をしました。</p> <p>いずれにしても、子どもたちに障害のことを理解させるのは非常に難しいんですけど、日々の活動の中で、教育活動の中で少しずつ、少しずつ教えていくしかないのかなっていうことを1つ思っていますし、あわせて子どもたちにとって一番のお手本は教員です。教員自らが、やっぱりその障害のある子どもたちに対する接し方をきちんと見せなければならぬと思っています。</p> <p>以上でございます。</p>
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	<p>はい。</p> <p>なかなか難しい問題だろうとは思いますが、引き続き御尽力いただいて、そういうことが少しでも少なくなるようにしていただけたらと思います。</p> <p>この質問の最後になるんですけども、私が先ほど言った、親御さん</p>

の意見を聞いて、この質問に立ってるってということなんですけども、ある方は、大人になってから息子さんの発達障害の診断が下ったという方がおられました。その方が言われるのに「小さい頃に、もし分かって適切な支援を受けれとったら、もしかしたらもう少し違ったのじゃないかな。」っていうことを言われたんで、そのことが私のここに質問に立つような原動力にもなってるわけなんですけども、そういうことも含めて、町の方でしっかり支援していただいたらというふうに思います。

この質問は以上で終わります。

続いて次の質問に移りたいと思います。

带状疱疹のワクチンの接種についてなんですけれども、平成29年に国立感染症研究所が出した資料に、80歳までに3人に1人、85歳までに2人に1人、すいません資料のほう出してもらってると思うんですけども、という結果というか、そういうふうな報告もあります。また令和5年の6月の愛媛県の県議会の定例会において、带状疱疹ワクチンの助成及び定期接種化を求める意見書というのが、全会一致で可決され、国会の方にも提出されております。県の方でも、この問題については、かなり重要視されているのかなというふうに思っております。

町内でも、40代50代の方も含めて多くの方が感染し苦しんでおられます。女性の方が割合も多いです。ちょっと資料、次の2ページの方に移させてもらったらと思います。資料の中で言いますとワクチン今2種類、大きく分けて2種類あるんですけども、生ワクチンと不活化ワクチンというのがございます。不活化ワクチン、費用については4万円程度かかります。4万円自費負担ならかなり高額になると思います。注目していただきたいのは発症予防効果なんですけど、96.6%、ほぼワクチンを接種すると発症しないというような状況になるんだろうと思います。持続性も9年以上ということでございます。一番下に書いてあるとおり、県内でのワクチンの助成自治体、鬼

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>北町、愛南町、久万高原町、内子町この町においては助成を行っております。この助成している4町村、高齢者比率が高い町でございます。当然ながら我が町も高齢者比率が高い。そういうことになると思います。これだけの自治体が、ワクチンの助成をしないと、松野町もこの問題についてはしっかり助成をするべきではないかなというふうに思うんですが、お考えをお聞きいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは、带状疱疹ワクチンの接種につきましてお答えをいたします。</p> <p>ちょっと資料は、はい。この資料のとおりですね、各種の予防接種につきましては、予防接種法に基づきまして、感染力や重篤性が大きいことから、蔓延防止に比重を置いたA類っていうその上の部分ですね。それと、個人の発病や重症化予防に比重を置いたB類、それ以外の任意予防接種の3つに分類をされております。御指摘の带状疱疹ワクチンにつきましては、現段階では一番下段になります、任意予防接種に位置付けられております。参考までに、昨年度まで新型コロナワクチンは、A類でありましたが、今年度からB類へと変更をされております。</p> <p>この違いはですね、予防接種により健康被害が発生した場合の救済制度としても、A類、B類は予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の適用が受けられるのに対しまして、任意予防接種では、医薬品医療機器総合機構法に基づく救済となるといった違いがございます。</p> <p>なお、中央診療所の带状疱疹と診断された患者数は、令和3年度で42名、令和4年度で44名、令和5年度で40名で、大体年間40名以上の方が診療所で診断をされると。そのうち50歳以上が9割以上を占めていて、その後、痛みや後遺症により長らく通院される方や</p>
------------------------------	---

	<p>重症化のため入院される方もおられます。</p> <p>このため、ワクチン接種を希望される方もありますが、先ほど議員言われましたように、2回接種が必要な不活化ワクチンの場合は、2回で4万以上と高額なため、断念される方も多いようです。ただ、報道の影響もありまして、近年ワクチン接種に助成があるのかという問い合わせも増えているように思います。</p> <p>こういったことから先ほど言われたとおり、昨年7月に県議会で採択された意見書においても、予防接種法上の定期接種への位置付けが強く要望されており、このことも踏まえつつですね、近隣町村で、助成をされている状況、更には、住民ニーズなどを総合的に判断し、本町としても積極的にこの接種を推進すべきと考えまして、来年度当初予算に計上するように検討しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>来年度の事業計画に是非盛り込んでいただくことをお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。</p> <p>続いて最後の質問に移りたいと思います。</p> <p>坂本町長の進退についてということで、2期8年を振り返り、自分の今までやってきた町政というものをどう評価されているのか。また、11月の次期町長選に対してどういう考えを持たれているのか、もし3期目を目指すというのなら、我が松野町の今後どういう町にしたいのか。</p> <p>強い思いと決意を是非、もしそうであるのならば言っていたきたいと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	最後の御質問、今後の私の身の振り方について現時点での考えを述

べさせていただきます。

私は平成28年11月に町民の皆様の御理解、御支援をいただきまして町長に就任し、これまで7年半にわたり森の国松野町の舵取り役を務めさせていただきました。その間一貫して、小さな町の大きな挑戦、これを町政の基本方針といたしまして、町内の10の部落を、まちづくりの基礎単位として位置付けまして、小さな町だからこそ可能な地域おこしに取り組んできたつもりでございます。

いやいや大きな挑戦って何もしてないよねっていう御批判もあるかもしれません。しかし、この大きな挑戦というのは、大規模な投資による基盤整備や一過性の集客イベントを開催するのではなくて、小規模な基礎自治体ならではの生活に、身近な課題をですね、様々な行政分野に連携させながら住民の皆さんと協働して解決していくということでございます。

これは町民の皆さんの目には、もしかしたら物足りないと映るかもしれませんが、松野町とそれを構成する10の部落が、これから先20年後、30年後、50年後もコミュニティとして存続していくためには、私は最もこれが効果的で持続的な手法であり、また革新的な取り組みであると信じているところでございます。

その信念に基づきまして部落ごとの住民座談会を復活させるとともに、各部落への権限、財源の移譲を積極的に推し進めて参りました。その具体例としましては、町の総合計画の中に各部落の地域づくりの指針となります地域計画を登載するとともに、部落の事業や活動の原資として自由に使える地域づくり交付金制度を導入、また部落が優先順位を決定し実施する道路等維持管理事業や農業農村整備事業、協働のまちづくり事業などを創設拡充するなど、地域の皆さんが自ら考え、実現する取り組みを行政がしっかりとサポートする、そういった仕組みを作り上げて参りました。

また、最も存続が危ぶまれる上家地部落につきましては、地元と民間事業者、そして行政が三位一体となって養豚と野菜栽培を軸に、集

落の再生を図るプロジェクトが、今現在、着実に進展しているところでございます。これから先もですね、住民が主役、地域が舞台という強いこだわりを持って、森の国松野町の存続発展、次世代への継承に取り組んで参りたいと考えております。

そのほかにもですね、基幹産業であります農林業の多様な担い手の確保、仕事と住宅と子育て、これを組み合わせた移住促進松野モデルの推進、あるいは南海トラフ大地震を想定した防災減災対策の強化、医療福祉保健、介護の連携によります地域共生社会の実現、そしてJR予土線の存続と観光まちづくりの推進、更にはふるさと納税の強化など、まだまだ取り組まなければならない行政課題は山積しております。特に人口減少対策につきましては、Uターンや移住を促進して、人口減少に歯止めをかける緩和策とともにですね、少ない人口でもコミュニティの機能をこれからも維持をしていく適応策、これの二本立てに転換しなければならないと考えております。

もう1つ、私の役場人生に大きな影響を与えた出来事があります。それは14年前に松野町が平成の市町村合併を見送り、単独で自立をする道を選択した当時のことです。今ここでその合併の功罪について論じるつもりはありませんが、当時は合併先をめぐって対立が生まれ、町民同士が非難をし合い、町政が停滞する事態となったことを今でも鮮明に覚えております。議論をするのは大いに結構だと思いますが、あの時のような町内が分断されるような過去は絶対に繰り返してはならないというふうに思います。その思いから、私は町内の融和を図り、対話を促し、地域のきずなの大切さを訴えてきたつもりでございます。これからもその姿勢は堅持していきたい、そういうふうに思っております。

また、町長に就任以降も未曾有の被害を出した平成30年の西日本豪雨災害や昨年まで長きにわたり私たちを苦しめたコロナ感染症など、幾多の災厄や危機がありましたが、松野町の持つ地域のきずなの強さや温かさ、更には町民の皆様のふるさとへの強い愛情、そして地

		<p>域外からの応援によって何とか乗り越えることができたと感謝しているところです。</p> <p>このように先人が築き上げられた穏やかで温かな、そして町民の皆さんがこよなく愛する松野の暮らしを、何としても次の世代に引き継がなければならない。そう考えた時にですね、もし町民の皆様のお理解、御支援をいただけるのであれば、その先頭に立って、森の国の舵取り役の務めを果たしたい、全身全霊を注いで力の限り松野町のために働きたいと決意するに至りました。</p> <p>50年後100年後もこの松野の里で穏やかな暮らしが続き、自然や歴史、文化が次の世代に順々に引き継がれていく。もちろん今を生きる町民の皆さんにも幸せを実感をしていただき、このような松野町を作り上げる使命を私に担わせていただきたい。その決意をここに明らかにさせていただきます、御質問への回答といたします。</p>
3 番 山 崎	議 長	「議長」
3 番 山 崎	議 長	「山崎議員」
		<p>はい。次期への意気込みというものをお聞きさせていただきました。先ほど町長がおっしゃったように、我が松野町には、数多くの問題が山積しております。その問題に対して真摯に取り組んでいただいて、もし次、出て町長という職に就かせてもらうことになれば、そういう問題をしっかりまた対応していただいて、少しでも良い松野町にさせていただいたらと思います。</p> <p>以上をもちまして私の質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長		<p>以上で、山崎議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p> <p>ここでしばらく休憩します。 (11:03)</p> <p>(休憩11:03 ~ 再開11:15)</p>
議 長		<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (11:15)</p>
議 長		<p>日程第4 報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。</p>

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>町長に報告を求めます。</p> <p>「議長」 「坂本町長」</p> <p>それでは報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況等を御説明申し上げます。なお本日御報告する内容は、本年6月6日に開催をされました鬼北地開発公社理事会において承認されたものであります。</p> <p>鬼北土地開発公社は、鬼北地域内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるため、出資団体である鬼北町、松野町の委託を受けて、必要となる公共用地の先行取得、造成管理などを実施するために設立された団体でございます。</p> <p>令和5年度決算について説明いたします。</p> <p>まず、収益的収入及び支出について説明いたします。</p> <p>収益的収入ですが、事業収益につきましては、予算計上並びに決算額がありません。事業以外の収支については、収入のうち事業外収益は、普通預金利息が5円、定期預金利息が100円、運営費補助金が7万8千596円、その他雑収益360円で、合計7万9千61円の収入決算となっています。</p> <p>続いて、販売費及び一般管理費は、役員報酬が6万27円、需用費が1万7千円、役務費が1千674円、合計して7万8701円の収支決算であります。</p> <p>次に資本的収入及び支出について説明をいたします。</p> <p>資本的収入ですが、長期借入金として2万5千787円を決算計上しております。これに対して支出ですが、支払い利息として2万5千787円の決算となっています。</p> <p>次に財産目録について説明しますと、資産の部では、普通預金が1万2千274円、定期預金500万円、公有用地として、鬼北町に4391㎡の土地1件で、1千726万4千390円で、資産合計2</p>
-----------------------------	--

千237万6千664円となっています。

次に負債の部では、短期預かり金として、役員報酬の源泉所得分と運営費補助金超過分が、合わせて11万2千274円、長期借入金が1千726万4千390円、よって負債の部合計が1千737万6千664円となっており、これから資産合計を差し引いた500万円が正味財産となっております。

続いて貸借対照表については、資産の部、負債の部それぞれについては、財産目録で説明したとおりであります。資本の部については、資本金として基本財産500万円であり、その内訳を資本金明細書として記しております。準備金につきましては、前期繰越準備金及び当期純利益は0円でありますので、長期借入金等による負債合計が1千737万6千664円、資本合計が500万円となり、負債資本合計は2千237万6千664円となります。

また損益計算書では、販売費及び一般管理費が7万8千701円、事業外収益が7万9千61円であり、従って経常利益、当期純利益とも360円の決算となっております。

最後に、今回の会計期間における資金の流れを、キャッシュフロー計算書によって報告をしておりますが、事業収入がないことから、運営費補助金と収入7万8千596円に、その他事業収入360円を加えた7万8千956円から、公有地取得事業収支等を差し引いたマイナス1千726万4千135円に、受取利息105円を加え、マイナス1千726万4千30円となります。このほか、投資活動によるキャッシュフローは0円、財務活動によるキャッシュフローは、鬼北町1件の公用地所得に係る長期借り入れによる収入1千726万4千390円となっており、事業活動によるキャッシュフローから財務活動によるキャッシュフローまでを差し引きまして、現金及び現金同等物増加額は360円、現金及び現金同等物期首残高は511万1千914円、預金及び現金同等物期末残高は511万2千274円となっております。

	<p>以上で決算状況の説明を終わりますが、土地開発公社におきましては、現在のところ本町が土地開発公社を利用する計画はありません。しかしながら、今後、住民福祉の向上や地域経済の活性化のために大型事業の導入が必要となった場合には、土地開発公社の存在意義が出てくると思われまます。そのため、当面の間、鬼北町とともに土地開発公社を存続していくとしておりますので、議員各位の御指導、御支援をお願い申し上げまして、地方自治法第243条の3第2項による報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第2号の報告を終わります。</p> <p>日程第5 報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況等を御報告いたします。</p> <p>なお、本日御報告する内容は、令和6年5月22日に開催された株式会社まちづくり松野第8期定期株主総会において承認されたものでございます。</p> <p>まずはじめに、第8期、令和5年度の営業報告の総括についてですが、虹の森公園全体の売上げ実績は、消費税抜きで2億2千739万7千884円で、前年度対比で38.7%の増、金額で6千346万7千421円の2期連続での増収となっております。</p> <p>令和5年度は、前年度3月25日に新規オープンしました&パンの実質営業のスタートの年でもございました。&パンにおいては、近隣の</p>

お客様はもとより、松山市周辺からのお客様にも多く訪れていただきました。また何より、町内の多くの皆様に御利用いただいたことが、道の駅虹の森公園まつのととしても大変うれしく、ありがたく思っているところでございます。またかごもり市場や森の国ガラス風音、レストラン遊鶴羽、森の国ファーム、四万十川学習センターおさかな館につきましても、年間の売上げ予算達成に向けて、売れる商品づくり、接客力の向上、組織力強化のそれぞれのテーマに沿って目標を掲げ、切れ目のない社内協議、毎週月曜日の代表取締役への営業実況報告などを繰り返しまして、社員一丸となって集客力向上や組織力強化に努めたところでございます。

そのほか、集客力向上、売上拡大、知名度アップを目的に、販売促進につながるイベントを機会を捉えながら実施したところです。

詳細につきましては、売り上げや集客の動向、集客力強化としてのイベント開催の状況をそこに記しておりますので、お目通しをください。

続きまして決算報告ですが、令和5年度の決算状況につきましては、まず貸借対照表では、資産の部で、流動資産として現金等預金が4千502万7千477円、その他に売掛金として316万6千791円、未収入金53万7千498円、商品在庫498万7千629円、その他合わせまして、流動資産計が5千507万927円、次に固定資産として、構築物、器具備品、出資金、保証金などに199万2千323円、この2つを合わせ資産の部合計5千706万3千250円となります。これに対する負債の部では、流動資産として、買掛金1千4万4千469円、未払い金1千63万9千580円、そのほか預かり金、未払法人税等を含めまして、2千221万2千189円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金がマイナス4千530万8千939円で、自己株式分を差し引きまして、純資産が3千485万1千61円という状況になっております。これにより、負債、資産合計が5千706万3千250円となっております。

続きまして損益計算書ですが、純売上高は売上確定合計で、2億2千757万2千870円であり、これに対する原価1億2千286万5千929円、販売費と一般管理費1億2千893万4千452円を差し引いた金額が、マイナス2千422万7千511円となっており、これに指定管理料を含む営業外収益の4千282万5千760円を加え、雑損失と法人税等を差し引きまして、当期純利益は、1千839万1千557円の黒字決算となっております。

これを受けて第9期においては、令和6年度道の駅虹の森公園まつの事業計画や収支計画、売上計画を着実に達成するため、喫緊の課題である道の駅虹の森公園まつので働いていただく人材の確保に鋭意取り組むほか、企業内のガバナンス強化による営業体制の強化、売れる店舗運営、人材育成とサービスの向上、集客力向上につなげるイベントの構築、毎週の売り上げや損益等の数値チェックによる営業状況把握と、それに即応した、こまめな営業戦略の展開、道の駅の魅力向上につながる社員研修などを実施していくこととしております。

ちょうど今第9期が始まる4月、リクルート社が発行する旅行雑誌のじゃらんにおいて『行ってみたい、遊べる道の駅ランキング』がありました。本町の道の駅虹の森公園まつのが、全国ランキング2位に選ばれております。この全国2位のランキングを誇りに思いながら、またランキングの結果のように、多くの方に行って遊んでよかった、また行きたいと思っただけの道の駅になりますよう、これからも社員一丸となって、経営目標の達成を目指していくこととしております。

なお先ほどの一般質問におきまして、次期町長選挙への対応を表明させていただきましたが、それと並行して、2期8年間の仕上げにも取りかかっているところでございます。この道の駅虹の森公園まつのを運営する株式会社まちづくり松野につきましては、私が町長に就任して間もなく設立をされまして、その代表者には、議会からの要請もあり、経営が安定するまでの間は、町長が就任することといたしたと

	<p>ころであります。しかしその後、西日本豪雨災害やコロナ禍により経営状況は厳しいままで、議会はじめ町民の皆様には多大な御心配をおかけしておりましたが、先ほど御報告をしたとおり、ようやくコロナの影響もなくなり、スタッフの経営努力が実を結んで、黒字決算とすることができました。これを受けて、当初の取り決めのとおり、次の株主総会において、私は代表取締役を辞任し、現場で実績を上げている若手のプロパー職員にバトンタッチをしたいと考えておりますので、議員各位におかれましては引き続き御指導賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上で、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社まちづくり松野に関する報告とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第3号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第6 報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況等を御報告いたします。なお、本日御報告する内容は、令和6年5月23日に開催された株式会社松野町農林公社、定時株主総会において承認されたものであります。</p> <p>令和5年度の経営につきましても、不安定な社会や経済情勢、農業を取り巻く厳しい環境は相変わらずでありましたが、農林公社におきましては、社員が一丸となり、目標を一つにして、誠心誠意、経営に</p>

従事して参りました。その結果、近年にない決算状況となっておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和5年度の営業実績等について事業ごとに御説明申し上げます。

まず、総括的な営業報告としては、農林公社の主な事業は、育苗事業青、果事業、梅事業、アグリレスキュー事業、研修事業の部門に分かれております。詳細は部門ごとに決算状況も説明をいたしますので、お目通しをお願いします。

次に各事業の報告を行います。育苗事業は、公社の売り上げや収益部門の大きな役割を担う事業で、全体の販売額は4千868万9千円であり、前年と比較して大幅に増額をしております。

野菜苗の状況としては、種苗店からの大口注文を継続し売上げを伸ばしております。JAえひめ南、JA高知県分も受注を継続しており、今後も地域JAと連携した販売を展開する予定です。

花苗についても、全体的には増額となっております。大口顧客であります事業者DCMの受注量は、前年並みを堅持しております。新規案件もありますが、花苗需要全体の厳しさ、不安定さもあるため、今後も継続し取扱量の増加につながるよう努めて参ります。

さくらひめにつきましては、栽培開始から8年が経過し、栽培技術、品質ともに高い水準を維持しておりますが、コロナ禍以降、苦戦を強いられている状況であります。二番花以降、他品目に入れ替えるなど、収益性も視野に入れながら、施設の有効利用を検討したいと考えております。

次に、青果事業では、まず研修ハウス、ファームでのトマト栽培事業について、収穫量は約22.1トン、販売額は1千450万3千円であります。近年、病害虫の影響を受けていることもあり、抵抗性品種を変更し、売り上げを維持することを検討しております。

次にキウイの花粉事業については、本格的な出荷の年となり、花蕾で215キロを受け入れ、花粉量で1,920グラムを精製いたして

おります。植物防疫所のかいよう病検査を経て、販売業者に出荷し、211万2千円の販売金額となりました。令和4年度産の花粉については、県内4JAで受粉テストを行い問題なく受粉結実した経過を得ています。県内キウイ農家への大きな足がかりとなり、それぞれから高い評価をいただいているものでございます。

次にブルーベリーは例年並みの収穫量となり、約1.0トン、販売金額は111万2千円でありました。五郎丸園地の終了に伴いまして、次年度以降は減少となるため、今後の方向性も検討が必要となっております。

次に梅事業であります。前年の大豊作の影響もあり、37.8トンの受け入れ、20.8トンの出荷実績となりました。産地である和歌山の影響も大きいため、今年度の出荷も厳しい状況が継続したところであります。青梅での出荷や他の加工販売を検討しており、農家所得の向上につながる方策の具現化に努めているところでございます。

次にアグリレスキュー事業であります。アグリ事業は、作業依頼総数で、451件、総額は1千971万1千円となり、園地の開墾依頼もあり、大きく増加しております。依然として公社へのアグレス事業への依存度の高さが見られますが、農家の皆さんの最後の下支えとしての役割と農業振興の要としての役割、年々変化していきますニーズへの対応など、限られた労力をどのように発揮していくか、そういったことを検討しつつ、新たな人材の確保に努めているところでございます。

次に研修事業であります。県補助事業等を活用しながら、受け入れ体制や研修設備、就農支援などの条件整備対応を実施いたしました。キュウリの施設栽培を中心に1名の研修生が無事終了しまして、新規就農者となったところです。今後も様々な機会を捉え、研修生を確保しつつ育成に努めて参ります。農林公社の大きな役割が、担い手の育成、就農者の確保でもあるため、卒業後の農業を見据えた研修を展開して参ります。

5年度の決算状況を御説明いたします。

まず貸借対照表ですが、資産の部では、流動資産として、現金預金939万73円のほか、未収入金1千101万8千43円、在庫商品791万5千730円のほかで、計3千120万6千103円であります。次に固定資産として、有形固定資産、出資金合わせ、計1千212万350円であります。流動資産、固定資産を合わせて、資産の合計額は4千332万6千453円であります。これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等で1千262万2千900円で、純資産として資本金と利益剰余金を合わせ、3千70万4千363円となり、合計4千332万6千453円あります。

次に損益計算書を説明いたします。売上高では、育苗事業の売上が4千868万9千220円、青果事業の売上が2千72万8千234円、梅事業の売上が857万6千801円、アグリレスキュー事業などの作業売上が1千971万1千231円、研修事業に伴う売り上げが236万1千267円となり、5つの事業を合わせて1億6万6千753円あります。農林公社設立以来、初めて売上高が1億円を突破することができたところです。これに対する売上原価が7千731万4千169円で、売上総利益は2千275万2千584円となります。販売費及び一般管理費が5千331万1千168円で、この時点での営業損失はマイナス3千55万8千584円となっております。これに営業外収益として、指定管理料、町の補助金のほか、利息配当金、雑収入の合計額3千755万1千266円を加え、営業外費用を引いた経常利益は695万1千459円あります。機器購入など、補助事業による固定資産の分を圧縮損として計上した101万4千873円と法人税を差し引いた、最終的な当期純利益は588万6千645円の黒字決算となっております。損益計算書の中段、販売費及び一般管理費の詳細、損益計算書の売上原価の当期製品製造原価の内訳につきましては、お目通しをお願いいたします。

最後に、今期も当期純利益が黒字となり、かつ大幅に利益を得るこ

		<p>とができております。それにより、繰越利益剰余金、いわゆる積算の赤字分も大きく減額することにつながっております。</p> <p>ただし、単年度の決算状況だけに一喜一憂することなく、実直な経営努力を続けていく覚悟であり、農林公社に課せられた様々な使命に応えるべく、公社職員が一丸となり、多様化するニーズの受け皿としての役割を果たしたいと考えております。また、行政、JA等関係機関との連携を密にして、地域農政を牽引する重責を果たしながら、担い手の確保、農地の有効な利用、そして更なる農業の振興を図り、地域農業のリーダー役となるよう努力を重ねる覚悟であります。</p> <p>なお、先ほどのまちづくり松野の御報告の中で代表取締役退任の件を申し上げましたが、全く同じ理由によりまして、松野町農林公社の代表取締役に関しましても、次の株主総会で退任させていただき、プロパーの職員に譲りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p> <p>よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
3 番	山 崎	「議長3番」
議	長	「山崎議員」
3 番	山 崎	はい。
		先ほど、まちづくり松野と農林公社の社長退任されるという、次の株主総会でということだったんですけども、プロパーさんということで内部からの登用を予定されているということですのでよろしいのでしょうか。それと次の株主総会の時期っていうのをちょっとお教えいただいたらと思います。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	はい。

<p>3 番 山 崎 議 長 議 長 坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>まず人材なんですけれども、現時点で私の考えとしましては、今立派に現場をまわしていただいている両方の3セクのいわゆるプロパーの職員の方、若手の職員の方のどなたかにやっていただけたら一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますが、これから先、それぞれの法人の取締役会等で実際に人選に着手したいというふうに思っております。</p> <p>なお通常ですと次の株主総会は、半期が終了した秋ごろをとということになっておりますので、私の任期との関連もありますが、どちらにせよ、この両法人の代表取締役は、プロパーの職員さんに頑張ってもらいたいというふうに思っております。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第4号の報告を終わります。</p> <p>日程第7 報告第5号「フォレスト株式会社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、報告第5号「フォレスト株式会社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況を御報告いたします。なお本日御報告する内容は、令和6年5月30日に開催されたフォレスト株式会社定時株主総会において承認されたものであります。</p> <p>株主総会資料に基づき、それでは決算状況を御説明いたします。</p> <p>御案内のとおり任意団体であった森の国まきステーションの事業を発展的に継承するため、昨年10月に法人化したフォレスト株式会社であります。今回の報告は、設立以降、年度末までの6ヶ月間の状況となりますので、その点御了解いただきますようお願いいたします。</p>
--	--

5年度の営業実績等について、まず総括としての会社の理念、方針を記しておりますが、現在は薪を媒体とした木質バイオマス事業が主体的であるため、その内容を記しております。会社の目的としては、森林整備、加工事業、施設管理などを掲げており、今後広範囲な森林事業を目指しているところであります。

具体的な事業内容では、全体で864万8千円の売り上げであり、町内ぽっぽ温泉と町外の温浴施設が大口の取引先であります。個人ユーザーの購入も増加しているところであります。

決算は半年間の状況で、以前との比較がなければ状況判断が難しいところでもあるため、以降の資料は、年間の数値で表現をしております。令和5年度は、上半期のまきステーションと合算した数値となります。それ以前の状況と比較をしております。温浴施設がフル稼働となった要因等ではございますが、令和5年度の売り上げが大幅に伸びていることが、御理解いただけたと思います。

原木の受入れ量は売り上げが伸びている分、受入れ量も増加をさせ、薪への加工が必要だったため、原木の確保は大きな課題でありましたけれども、この数値を確保するにあたって、現場で努力をしてくれたことに評価をしたいと思っております。

支払い状況では、原木の受入精算は、基本的に半分を地域通貨のまき券としております。原木受入れが増加した分、まき券の発行額も増加しております。年間約200万円となっております。木質バイオマス事業が地域経済に波及しているこの実態がここに表れていると考えております。

次に5年度の決算状況ですが、これが10月以降、年度末までの半年間のものになります。

まず貸借対照表です。資産の部では、流動資産として現金預金1千74万1千976円のほか、売掛金145万317円、商品在庫184万3千972円ほかで、計1千431万4千303円であります。次に固定資産として、有形固定資産、出資金を合わせ、計55万9千

523円であり、固定資産を含めた資産の合計は1千487万3千826円であります。これに対する負債の部では、買掛金、未払金、未払法人税等で336万5千531円、純資産としては、資本金と利益剰余金を合わせて、1千150万8千295円となり、合計で1千487万3千826円であります。

次に損益計算書です。売上高合計が864万938円で、これに対する売上原価は、仕入れと期末棚卸の調整額で、253万869円となり、売上総利益が611万69円であります。販売費及び一般管理費が998万5千47円で、この時点での営業損失は、マイナス387万4千978円となっております。これに営業外収益として、町の補助金、利息等の合計額701万9千843円を加え、営業利益は314万4千865円であり、法人税等を差し引いた最終的な当期純利益は260万8千295円の黒字決算となっております。販売費及び一般管理費の詳細については、お目通しをお願いいたします。

以上、法人化して初めての年度、半年間でありますが、黒字決算で終了することができております。まきステーションの精算、解散、法人化等に伴う諸手続き、会社運営を軌道に乗せていくなど、紆余曲折がありましたが、生みの苦しみを経て、このような事業報告に至ったことは、代表取締役をはじめ、関わっていただいている役職員の皆さんの努力の賜物であると考えております。現在は、森林整備事業に向けた条件整備、林産物の販売、林福連携事業など、会社設立の理念に基づいた多面的、多広域的な事業展開に着手しており、また、会社経営の中にDXを積極的に取り入れるなど、スリム化した経営も展開しております。フォレスト株式会社の活躍は、町林業事業の進展に直結していると言っても過言ではないと思っています。行政側も、活動の支援、サポートはもちろんのこと、一体となって参画する覚悟であり、会社経営の状況も十分に見極めながら、また、森林行政の発展に寄与することを期待しながら、更なる成長を見守って参ります。

今後においても、議員各位におかれましてはより一層の御指導、御

	<p>支援を賜りますようお願い申し上げます、地方自治法第243条3第2項の規定による御報告とさせていただきます。</p> <p>よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第5号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第8 報告第6号「令和5年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは、報告第6号「令和5年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告を申し上げます。</p> <p>本報告は、地方自治法第213条の規定により、前年度の歳出予算で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものでございます。</p> <p>繰越事業は、消防ポンプ自動車整備事業ほか5件となっており、繰越総額は9千677万8千656円で、その財源内訳は、国庫支出金5千915万8千656円、県支出金672万円、地方債2千810万円、繰越金280万円を充当するものであります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p> <p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p>
2 番 森 岡 議 長	<p>「議長2番」</p> <p>「森岡議員」</p>
2 番 森 岡	<p>それではちょっとお尋ねいたしますが、毎年この繰越明許費、巨額な金額が繰り越されてるわけですが、しかし今年度提示されてる中で1件だけちょっとお尋ねしたいんですが、この9款の消防費の分なん</p>

	<p>ですけれども、何か相当なる理由があったのでしょうか、その辺ちょっと説明していただいたらと思います。</p>
中井防災安全課長	「議長」
議長	「課長」
中井防災安全課長	<p>はい。ただいまの質問について御回答いたします。</p> <p>今回耐震性貯水槽4基を令和5年度に発注をしたわけですが、繰越しをした理由といたしましては、地元との調整などに時間を要したため、発注時期が遅れたためでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
2 番 森 岡	「議長」
議長	「森岡議員」
2 番 森 岡	<p>この場所選定、場所選定は、各部落から要望があったりして、大体のもう、その辺は区長さん並び地元の方との調整は、ほぼ先に段取りはできてるもんじゃないんですか、いわゆる予算がついてから、それを段取りするんですか、ちょっとその辺お伺いいたします。</p>
中井防災安全課長	「議長」
議長	「中井課長」
中井防災安全課長	<p>はい。</p> <p>場所の設定につきましては、議員さんから御指摘のとおり、事前の協議は進めておりましたが、詳細な場所については、4ヶ所のうち数ヶ所、確定することがなかなかできなかったところがございます。そういったことで、工事として1件ずつ発注しておれば、また違った、繰越し内容ではあったと思いますが、できることなら4つの工事を一緒に入札したいという担当課の思いもありましたことから、発注時期が遅くなりました。</p> <p>こういったことから、そういった対応につきましては、地元調整、今後とも事前に進めまして、繰越しすることがないように努めて参りたいと思っております。</p>
2 番 森 岡	「議長」

議 2 番 森 岡	<p>長 「森岡議員」</p> <p>課長、最後言われたとおり、いわゆる国の内示とか、そういう問題で、これ致し方ないと言うのであれば、これも仕方ないんですが、しかし一応計画を立ててる以上は、その単年度で事業が実施できるような努力はしていただかないといけないんじゃないかと思っておりますので、今後注意して業務に執行、あたられたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議	<p>長 これで質疑を終わります。</p>
議	<p>長 以上で、報告第6号の報告を終わります。</p> <p>日程第9 承認第3号「専決処分の承認について(令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議	<p>長 「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは承認第3号「令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月31日付で専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。</p> <p>内容は、令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において3千570万1千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、令和6年度会計から繰上充用を行い、補填をしたものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第3号は、即決したいと思いま す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第3号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第3号「専決処分の承認について(令和6年度松 野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))」は、原案 のとおり承認することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第10 承認第4号「専決処分の承認について(松野町税条例 の一部を改正する条例)」及び、日程第11 承認第5号「専決処分 の承認について(松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」 までの2議案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	はい。

	<p>それでは専決処分の承認につきまして、承認第4号「松野町税条例の一部を改正する条例」、承認第5号「松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の2件については関連がありますので、一括して提案理由を説明申し上げます。</p> <p>これらの条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されましたので、関係する松野町税条例及び松野町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。</p> <p>松野町税条例の一部改正の主なものは、職権により減免を可能とする規定の追加や令和6年能登半島地震災害に係る減免措置の追加、定額減税に係る法規定の新設に合わせて新設したもの、期限到来による年度更新を行うものなどを改正しております。</p> <p>松野町健康保険税条例の一部改正では、課税限度額を22万円から24万円に引き上げるほか、減税措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し等の改正を、それぞれ上位法令に沿って行っております。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、承認第4号及び承認第5号の2議案に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第4号及び承認第5号の2議案は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第4号及び承認第5号の2議案は即決することに</p>

<p>議 長</p>	<p>決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、承認第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第4号「専決処分の承認について(松野町税条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、承認第5号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第5号「専決処分の承認について(松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議 長	<p>日程第 1 2 承認第 6 号「専決処分の承認について(松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>それでは承認第 6 号「専決処分の承認について(松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)」について御説明をいたします。</p> <p>この条例の一部改正については、奄美群島振興開発特別措置法第 3 8 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令及び地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令過、疎法等に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置制度のうち、令和 6 年 3 月 3 1 日に適用期限が到来するものについて、上位法令に則りその期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで 3 年間延長するもので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、本年 3 月 3 1 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
	(質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております承認第 6 号は、即決したいと思えます。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第6号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第6号「専決処分の承認について(松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第13 承認第7号「専決処分の承認について(松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」から日程第16 承認第10号「専決処分の承認について(松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」までの4議案について一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは承認第7号「松野町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、それから承認第8号「松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>

	<p>の一部を改正する条例」、承認第9号「松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、承認第10号「松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正をする条例」につきまして、4件については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、令和6年3月31日専決処分、令和6年4月1日施行したものです。</p> <p>主な改正内容としては、書面掲示規則の見直し、身体拘束等の適正化の推進、管理者の兼務範囲の明確化、指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリングの実施など、各条令において必要な改正を行ったものです。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、承認第7号から承認第10号までの4議案に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>
議	<p>ただいま議題となっております承認第7号から承認第10号までの4議案は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第7号から承認第10号までの4議案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p>

議 長	<p>この討論、採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、承認第7号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第7号「専決処分の承認について(松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、承認第8号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第8号「専決処分の承認について(松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案</p>

議 長	<p>のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、承認第9号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第9号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第9号「専決処分の承認について(松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、承認第10号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第10号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第10号「専決処分の承認について(松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しま</p>

<p>議 長</p>	<p>した。</p> <p>日程第 1 7 議案第 3 2 号「松野町農産物加工施設設置条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第 3 2 号「松野町農産物加工施設設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。</p> <p>松野町農産物加工施設設置条例につきましては、町内にある農産物の加工施設に該当する 2 つの施設の設置を規定しておりますが、そのうちの 1 つ、吉野にあります山菜等加工創作館については、老朽化や平成 3 0 年の西日本豪雨災害による被災などを理由により、取り壊しを行うこととしております。その費用につきましては、令和 6 年度当初予算にて計上し、議決をいただいているところであります。取り壊しによる施設の廃止に伴い、本設置条例から当該施設を削除するものであります。</p> <p>つきましては、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 3 2 号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 3 2 号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p>

	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第32号「松野町農産物加工施設設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第18 議案第33号「動産の買入れについて」を議題とします。</p>
坂本町 長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町 長	<p>それでは、議案第33号「動産の買入れについて」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、塵芥処理作業に必要な車両の更新にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>本案は5月29日の入札執行の結果を受け、有限会社松野オートサービス、代表取締役生谷博樹氏を契約の相手方とするもので、金額は消費税込みで、1千265万円であります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第33号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第33号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第19 議案第34号「令和6年度松野町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第34号「令和6年度松野町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、松野西小学校の敷地内に整備する放課後児童センターの外構工事費のほか、重症化予防を目的に実施する新型コロナウイルス定期接種のための経費、定額減税補足給付金や</p>

新たな住民税非課税となる世帯に対する臨時特別給付金を給付するための経費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。

歳入歳出予算の補正額は、1億5千541万7千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ46億1千741万7千円にしようとするものであります。

それでは歳出補正予算の主なものについて説明申し上げます。

2款総務費では、一般管理費に、刑法及びマイナンバー法の改正に伴い必要となる既存の条例や規則などの例規改正を行うための支援業務委託料93万5千円を追加するほか、豊岡後集会所にエアコンを整備するためのコミュニティ助成事業助成金に230万円を計上しております。

次に3款民生費では、社会福祉総務費に、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえた定額減税の実施とあわせて、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯や住民税均等割のみ課税となる世帯に対する臨時特別給付金を給付する事業や定額減税し切れないと見込まれる方への臨時特別給付を行う事業費のほか、関連する事業費を合わせて6千414万9千円を追加するほか、児童福祉施設費に放課後児童センター設計業務が完了したことに伴い、外構工事の工事請負費や工事監理委託料など6千84万6千円計上しております。

次に4款衛生費では、保健衛生費に、中央診療所特別会計で実施する医師住宅の改修事業分の繰出金129万1千円を追加するほか、重症化予防により重症者を減らすことを目的として実施する新型コロナウイルスワクチン定期接種に伴う経費を1千32万6千円計上しております。

また清掃費には、塵芥収集業務を実施するためのリサイクル車を整備するための経費を348万円計上しております。

7款商工費では、観光費に、道の駅虹の森公園まつのトイレ整備の修繕や物産館の冷凍ショーケースを更新するための費用200万円

を計上しております。

9款消防費では、消防施設費に、豊岡後消防車庫に併設するホース乾燥柱の設置に係る設計監理委託料及び工事請負費407万円を計上しております。

10款教育費では、学校管理費に、松野西小学校の敷地内に放課後児童センターを整備する関係により、一時的に使用ができなくなる備品保管用の倉庫の借上料85万8千円を追加し、社会教育総務費に、町内及び宇和島圏域の小中学生を対象に、不登校児童生徒を含む全ての子どもの居場所づくりを目的として、体験活動などを行うためのプロジェクト委託料492万8千円を計上しております。

11款災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費に、先般の豊後水道を震源とする地震及び余震により被災した農地の所有者に対する、農地・農林業用施設等小災害復旧事業費補助金を23万4千円計上しております。

これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支出金6千907万6千円、17款寄付金800万円、20款諸収入918万9千円、21款町債6千180万円を追加するほか、最終の財源調整として、10款地方交付税735万2千円を計上しております。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

議 長
3 番 山 崎
議 長
3 番 山 崎

これから、本案に対する質疑を行います。

「議長3番」

「山崎議員」

はい。

放課後児童クラブのことについてお伺いしたいと思います。

本体工事に対する付帯工事の金額がかなり大きいということで、全協の時にお話をされたと思うんですけども、その内容について、もし、どういう付帯工事をされるのか、その金額が大きいもんですから内容

	<p>について御説明していただけたらと思います。</p>
芝 町 民 課 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「課長」</p>
芝 町 民 課 長	<p>それでは御質問の放課後児童センター整備事業の設計価格につき</p>
	<p>ましては、今後、入札等に影響があるため詳細な金額は差し控えます</p>
	<p>が、直接工事費を大きく振り分けると、建築工事19.7%、給排水・</p>
	<p>電気等の設備工事14.7%、外構工事65.6%に分けられます。</p>
	<p>そのうち、物納いただく施設の建築工事につきましては、ふるさと</p>
	<p>援寄付金により町が負担する建築工事費の負担割合は約20%で、8</p>
	<p>0%相当を住宅メーカーの負担により賄われております。</p>
	<p>給排水電気等の設備工事費については、取り決めにより町が負担す</p>
	<p>るもので、直接工事費の大部分を占める外構工事の内容について御説</p>
	<p>明をいたします。</p>
	<p>資料を御覧ください。</p>
	<p>外構工事の整備内容は、緑色の点線部分のフェンス新設52m、赤</p>
	<p>枠部分の新設アスファルト舗装961㎡、赤枠内2ヶ所のプレハブ倉</p>
	<p>庫、大小2棟74㎡、水色を実線部分2ヶ所は排水溝の新設、計59</p>
	<p>m、黒枠の構内通路、アスファルトを撤去し児童の通行区分を示すカ</p>
	<p>ラー舗装を含むアスファルト舗装改修1503㎡となっております。</p>
	<p>構内通路のアスファルト改修につきましては、経年劣化によるアス</p>
	<p>ファルトの傷みが激しいことと、今回の工事により大型車両が通過す</p>
	<p>ることで、損傷が見込まれること。今後、放課後児童センターの完成</p>
	<p>後は、送迎等乗用車の乗り入れが多くなることを想定し、今回の事業</p>
	<p>と西小学校の環境整備を合わせて実施することといたしております。</p>
	<p>また昨今の原材料費や人件費の高騰により事業費も年々上昇して</p>
	<p>いることもあわせて御説明をいたします。</p>
	<p>以上でございます。</p>
3 番 山 崎	<p>はい。</p>
議 長	<p>いいですか。</p>

3 番 山 崎	はい。
7 番 赤 松	「議長 7 番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	<p>1 1 ページの保健衛生費の中の新型コロナウイルスワクチン定期接種事業についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は5類に移行されたことから、ワクチンの全額公費による接種は、平成6年3月31日をもって終了し、6年度からはコロナワクチン接種は原則有料の定期接種に位置付けられ、65歳以上の方と60歳から64歳までの一定の基礎疾患がある方が接種の対象となりましたが、そこで3点ばかりお聞きしたいと思います。まず1つは、有料となるワクチン接種には1人当たり1万5千300円程度の費用がかかるというようなことですが、その経費の負担、支援について説明を願いたいこと。</p> <p>それから2点目が、先日のニュースによりますと、上皇后様がコロナに感染されたと報道されております。このように5類移行後も、コロナ患者数が、以前は公表をされておりましたが、現在は公表されておられません。そういうことでどのような現状、どのようなことになっているのか、分かる範囲教えていただけたらと思います。</p> <p>それから3点目が、メディア等では、コロナワクチンに関しての後遺症問題など様々な情報が流れておりますが、特に今回からは、ワクチン接種は強制ではなく、あくまでも個人の意思に基づき、接種をしなければならなくなりました。そういうことで、町ではこのことに、どのような見解、考え方、判断をもって町民に周知されていかれるのか、そこをお聞きしたいと思います。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
瀧本保健福祉課長	「議長」
議 長	「保健課長」
瀧本保健福祉課長	<p>はい。</p> <p>それでは、赤松議員の質問にお答えいたします。</p>

初めのワクチン接種にかかる費用の負担、支援についての内訳ですが、国が示した標準的な接種費用は、現在のところ1万5千300円とされております。そのうち3千円を接種者の自己負担、更に8千300円は国の基金管理団体である一般社団法人新薬未承認薬等研究開発支援センターから、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として助成を受けて実施するものです。町の負担は4千円となるものです。なお、この町負担分に対しては地方交付税措置が見込まれております。

次の質問のコロナ患者数の現状についてですが、5類移行後は以前のように、感染者数の積極的な報道がなくなっておりますが、その後も、県内の保健所単位での定点医療機関からの患者報告数は、県のホームページでも公表されております。報告によりますと、愛媛県では、春先より少し減少しまして、現在は週に1人か2人推移しています。宇和島保健所管内ではちょっと多いんですけど3人から4人、中央診療所の数値を数えてみたんですけどこれは県レベルで週に1人か2人というのが現状でございます。昨年は6月下旬から夏にかけて、報告数が増加しておりました。引き続き、定期的な換気やこまめな手洗い、咳エチケットなど基本的な感染対策の励行をお願いします。

3番目の質問の、コロナワクチンに関する後遺症問題などの報道がある。今回のワクチン接種は強制ではないが、町としてはどのような見解を持って住民に周知するか、というところですが、令和3年から開始された新型コロナワクチンについては、昨年度まで安心できる適切で丁寧な接種体制で計画的に実施をして参りました。これまでもワクチン接種における副反応等のリスクも可能な限りお示しした中で、それぞれ接種をするかしないかの御判断をしていただいております。今年度の接種時期は秋頃を予定しております。案内の際には、これまで同様、副反応等のリスクもお示しし、決して強制ではなく、個人の意思に基づくものであることを周知したいと考えております。

以上です。

7 番 赤 松 議 長	「議長 7 番」 「赤松議員」
7 番 赤 松	<p>ワクチン患者の現況は、減少傾向にあるということでございますので、安心をするわけでございますが、まだまだ油断はできないというような状況であろうかと思えます。それからワクチンを受けるかどうか、迷われる方が出てくるのではないかと想定しますが、今後は診療所やそれから医療機関等で相談も多分されてくると、相談の会というか、そういうこともできるようなことが設けられてくると思われませんが、どうか町民の方が安心して、納得して判断できるような仕組みを是非作っていただいて、スムーズな接種事業を推進していただけたらと思います。</p> <p>以上で質問を終わりにしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
2 番 森 岡 議 長	「議長 2 番」 「森岡議員」
2 番 森 岡	<p>はい。</p> <p>ちょっと私の、ちょっと今日は防災のほうばかりになってしまって、あれなんですけども、ここの 9 款 1 項 2 目の分で、豊岡後消防車庫及びホース乾燥事業の分で 4 0 7 万円ですか、ありますが、これ全町の分で当初に予算上がったと思うんですが、その理由だけ説明していただけないか。</p>
中井防災安全課長 議 長	「議長」 「中井課長」
中井防災安全課長	<p>はい。</p> <p>ただいまの森岡議員さんの質問にお答えいたします。</p> <p>今御指摘がございましたように、今年実施いたします豊岡後の消防車庫及びホース乾燥柱については、当初予算でお認めをいただいたところでございます。今回、補正予算であげさせていただいた内容といたしましては、当初予算におきまして、ホース乾燥柱における予算を</p>

	<p>欠落させていたためであります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>「議長」</p> <p>「森岡議員」</p> <p>2 番 森 岡 議 長</p> <p>2 番 森 岡</p> <p>中井防災安全課長 議 長</p> <p>中井防災安全課長</p>	<p>「議長」</p> <p>「森岡議員」</p> <p>ちょっと、そこで私が腑に落ちないところがあるわけですが、これ去年、いわゆる各部落で半鐘台兼用のホース乾燥を撤去した数がありますよね。これと、今度新設するのは、同じ数になるんやないかなと思うんですが、違いますか。</p> <p>「議長」</p> <p>「中井課長」</p> <p>はい。</p> <p>以前の半鐘台の撤去につきましては、地元にある半鐘台全ての部落ではありませんので、ちょっと何基かは今即答できないんですが、それに対して今度ホース乾燥柱を新設しようとするものであります。今年度につきましては、昨年度の延野々と同様、まずは車庫を直さなければならない分団を優先して、その車庫と一緒にホース乾燥柱と一緒に施工したいと考えております。ただ、先ほども申しましたように、当初予算で認めていただいた予算の中に、そのホース乾燥柱の予算の欠落がございましたので、今回、追加で提案をさせていただいたものであります。</p>
2 番 森 岡 議 長	「議長」 「森岡議員」	
2 番 森 岡		<p>ということは、とどのつまりチェックミスだったということですかね。で、その分足りないんで、補正あげさせてくださいということでしょうか。</p>
坂 本 町 長 議 長	「議長」 「坂本町長」	
坂 本 町 長	はい。	<p>もうこれ御指摘のとおりでございます。</p>

	<p>当初予算で、説明の中では車庫の改築と乾燥柱一体として御説明を申し上げましたが、実際のその設計の内容は、車庫の金額だけ設計をしておりました。それに年度が変わってから担当課の方で気がつきまして、大変申しわけないところですが、乾燥柱の分を補正として追加計上させていただいたという結果でございます。</p> <p>また、これはチェックミス、何重にもチェックしなければならない工事費の積算というところで、こういう不手際を起こしましたところ、私としても大変申し訳なく思っております。再発防止に努めますので御了承のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>2 番 森 岡</p> <p>議 長</p>	<p>最後です。申し訳ないです。</p> <p>町長御説明いただきましたんで、今後こういう、忘れいうののないように、この課だけじゃなくって、その辺は取り組んでいただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第34号は、即決したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第34号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第34号を採決します。</p>

議 長	<p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第34号「令和6年度松野町一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第20 議案第35号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算第1号」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>それでは議案第35号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について提案理由の説明をいたします。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ245万7千円を追加し、補正後の予算総額を5億5千345万7千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出予算の補正内容は、1款総務費の総務管理費に、マイナンバーと健康保険証の一体化に伴い、国民健康保険システムを改修する費用を245万7千円計上しております。</p> <p>これに対応する歳入予算として、3款国庫支出金に、同額の245万7千円を充当しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第35号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p>

議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第35号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第35号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第35号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第21 議案第36号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは、議案第36号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万1千円を追加し、補正後の予算総額を3億2千629万1千円にしようとするものであります。 歳出予算の補正内容は、3款施設整備費に、経年劣化により居住に支障が生じております医師住宅について、窓や床、給排水等を修繕す

		<p>るための工事請負費を129万1千円計上しております。</p> <p>これに対応する歳入予算として、6款繰入金の一般会計繰入金を同額の129万1千円充当をしております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第36号は、即決したいと思っております。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第36号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第36号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第36号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第22 選挙第1号「松野町選挙管理委員会委員及び同補充員</p>

	<p>の選挙について」を議題とします。</p> <p>この選挙は、令和6年7月31日を以って、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了するため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会において選挙を行うものであります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長が指名することに決定しました。</p> <p>これから指名します。</p> <p>まず、選挙管理委員に、長谷信昭氏、毛利恭子氏、大内義昭氏、岡村雅人氏の4名、続いて、選挙管理委員補充員に、岡部暢夫氏、山田史郎氏、山下陽子氏、太田博子氏の4名、以上の方を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議長が指名した方を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今指名しました、長谷信昭氏、毛利恭子氏、大内義昭氏、岡村雅人氏の4名が選挙管理委員に、岡部暢夫氏、山田史郎</p>

議 長	<p>氏、山下陽子氏、太田博子氏の4名が、選挙管理委員補充員に以上の方が当選されました。</p> <p>次に、補充の順位についてお諮りします。</p> <p>補充の順位は、ただ今議長が指名しました順序にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、補充の順位は、ただ今議長が指名しました順序にしたいと思います。</p> <p>以上で、選挙第1号「松野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を終わります。</p>
議 長	<p>日程第23 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p> <p>日程第24 「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会改革特別委員会委員長からの申し出のとおり、承認することに</p>

<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会改革特別委員会は、申し出のとおり、議会閉会中も継続して調査、検討を行うことに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第25 「議員派遣の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで会議を閉じます。(12:54)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは、第2回定例議会の閉会にあたりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位には慎重な審議を経て、全議案、全会一致で可決をいただき、お礼を申し上げます。</p> <p>さて今月7日からは、部落からの要望事項を踏まえ、現地調査が実施をされております。各部落からは、道路河川整備や水路改修がけ崩れ防災対策工事、消防防災施設整備など、数多くの要望事項が出されておまして、関係課とともに現地の状況を拝見させていただき、具現化できることから、順次適切に対応して参る所存でございます。</p> <p>また、松野の里を美しくする協議会が開催され、来る7月7日、日曜日が広川等清掃活動の実施日と決まり、住民総参加で美しい松野の</p>

議

長

里づくりの活動が展開されることとなりました。町民の皆様にもどうか御参加をお願い申し上げます。

終わりにりましたが、今年の夏は猛暑になるとの予測があります。議員各位におかれましては、体調管理に十分留意をされますよう、そして引き続き、町政推進に対し御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、令和6年第2回松野町議会定例会を閉会します。

(12:56)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 加藤 康幸

第1日目 松野町議会議員 山石 恭助

同 上 赤松 紀幸